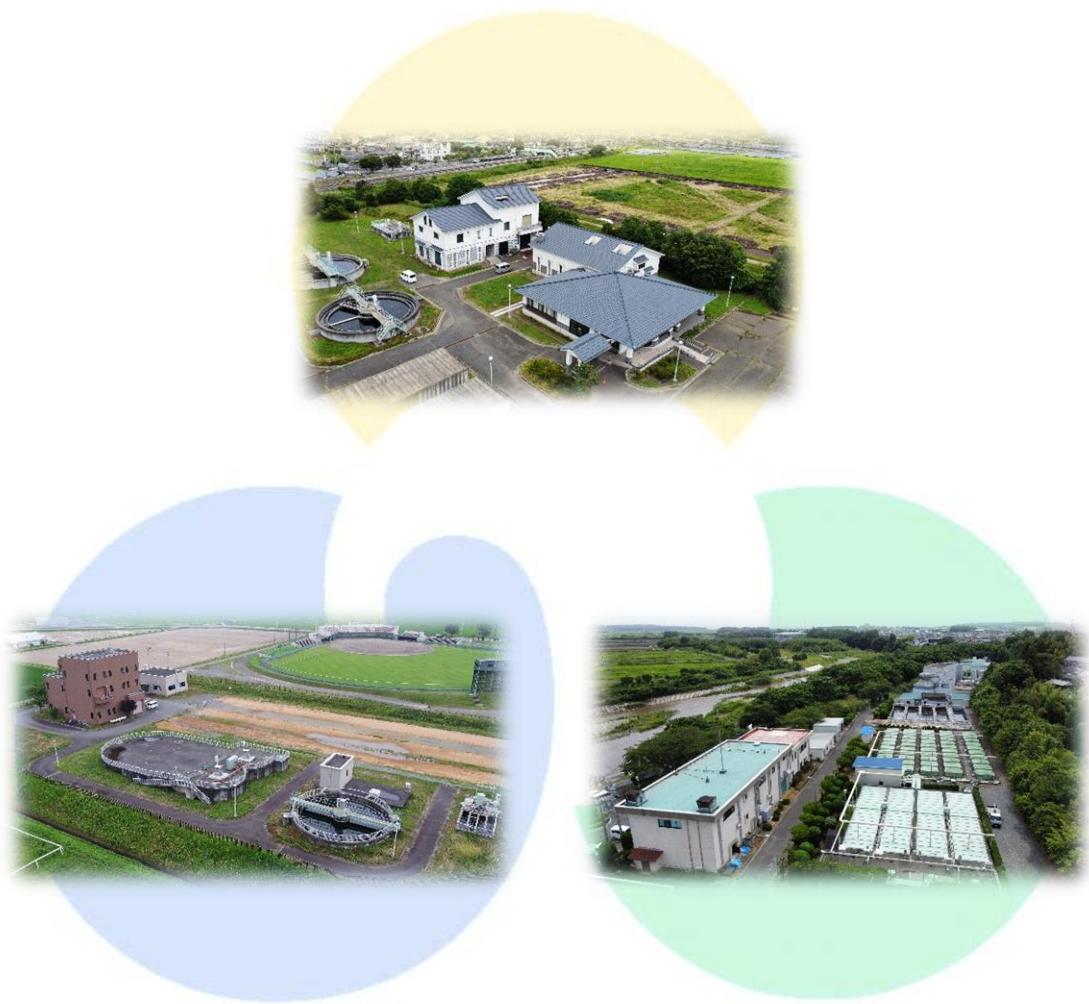


南相馬市下水道事業経営戦略 【改定版】

(令和7年度～令和16年度)



令和7年3月
建設部下水道課

目次

第1章 経営戦略策定の趣旨	5
1 経営戦略策定の目的.....	5
2 改定の趣旨.....	6
3 改定の基本的視点.....	6
(1)健全経営の視点.....	6
(2)SDGs の視点	7
第2章 下水道事業の概要	8
1 事業概要.....	8
(1)公共下水道事業.....	9
(2)特定環境保全公共下水道事業.....	9
(3)農業集落排水事業.....	10
2 施設の状況.....	10
(1)公共下水道事業.....	10
(2)特定環境保全公共下水道事業.....	12
(3)農業集落排水事業.....	12
3 組織の状況.....	14
4 民間活力等の活用状況.....	14
(1)民間等活用の状況.....	14
(2)資産の活用状況.....	15
5 使用料体系.....	16
第3章 下水道事業経営における現状と課題	17
1 居住人口の減少.....	17
2 施設の老朽化の進行.....	17
3 維持管理費用の増加.....	19
4 現状と課題【要旨】	20

第4章 経営状況	21
1 経営比較分析表を活用した現状分析.....	21
(1)経常収支比率.....	21
(2)累積欠損金比率.....	23
(3)流動比率.....	25
(4)経費回収率.....	28
2 使用料収入の状況.....	30
3 企業債の状況.....	32
4 資金残高の状況.....	33
5 原子力損害賠償金の受入状況.....	34
6 経営状況【要旨】	34
第5章 将来の事業環境予測	35
1 行政区域内人口の予測.....	35
2 有収水量の予測.....	35
3 施設の見通し	36
4 組織の見通し	37
5 将来の事業環境【要旨】	37
第6章 経営の基本方針	38
1 経営課題の整理.....	38
2 南相馬市第三次総合計画及び現行の事業計画との関係.....	39
(1)公共下水道事業計画.....	40
(2)下水道ストックマネジメント計画.....	40
3 基本方針.....	40
第7章 経営健全化の取組	41
1 下水道使用料の適正化.....	41
2 広域化・共同化の実施及び検討.....	41
3 包括的民間委託【処理場施設管理】	42
4 ウォーターPPPの導入検討【下水管路管理】	42

第8章　投資・財政計画(収支計画).....	43
1　下水道事業会計の構造.....	43
2　主な投資費用及び財源(資本的収支)の試算における考え方.....	44
(1)投資費用【建設改良費】.....	44
(2)投資財源.....	44
3　投資以外の主な経費及び財源(収益的収支)の試算における考え方.....	45
(1)営業費用.....	45
(2)営業外費用.....	46
(3)営業収益.....	46
(4)営業外収益.....	47
(5)特別利益.....	47
4　主な経営指標等の見通し(試算結果).....	48
(1)経常収支比率.....	48
(2)経費回収率.....	48
(3)資金残高.....	49
(4)企業債残高.....	49
(5)下水道使用料.....	50
5　本市の使用料体系における課題.....	51
6　適正な使用料水準の考え方.....	53
7　経費回収率向上に向けたロードマップ.....	54
第9章　経営戦略の事後検証及び更新方法.....	55

巻末資料

- 投資・財政計画(収支計画)

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略策定の目的

下水道は、市民の環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため欠かすことの出来ない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

南相馬市の下水道事業は、平成18年1月の旧原町市、旧小高町及び旧鹿島町の1市2町の合併により、小高区公共下水道事業(平成9年供用開始)、鹿島区公共下水道事業(平成12年供用開始)、原町区公共下水道事業(昭和49年供用開始)、並びに高松地区特定環境保全公共下水道事業(平成3年供用開始)、北泉地区特定環境保全公共下水道事業(平成5年供用開始)の5事業を進めてきました。

また、農業用排水の水質保全のため、鹿島北部地区(昭和63年供用開始)、鹿島南部地区(平成4年供用開始)、鹿島東部地区(平成10年供用開始)、鹿島西部地区(平成16年供用開始)の4地区において、農業集落排水事業も進めてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波により、沿岸部の処理施設が流出するなど、甚大な被害を受けました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により、小高区が避難指示区域に指定されるなど、本市を取り巻く状況は大きく様変わりしました。

また、少子高齢化に伴う人口の減少や水利用形態の変化などにより、下水道使用料収入の減少が懸念される一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、本市の下水道事業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくことができるよう、平成28年度に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「南相馬市下水道事業経営戦略」を策定しました。

2 改定の趣旨

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年ごとに見直しを行うことが重要とされています。

本市においては、平成28年7月の小高区の避難指示区域解除に伴う帰還人口の予測が困難であったことや、令和2年4月からの農業集落排水事業の公営企業会計適用を控えていたことなどから、これまで経営戦略の見直しを見送ってきました。

しかし、市内の居住人口の減少に伴い使用料収入が減少し続けている一方で、物価高騰及びエネルギー価格高騰の影響等から動力費などの維持管理費が年々増加しており、今後厳しい経営状況となることが予想されています。

加えて、近年の局地的集中豪雨などへの対策としての雨水排水対策や、下水道施設の老朽化に伴う更新需要も今後高まると想定されます。

これらの状況の変化を踏まえ、本市では、現行の経営戦略の計画期間を2年残していますが、本市の下水道事業をより安定的に運営できるよう経営の更なる健全化に取り組むため、令和7年度から令和16年度までの10年間を新たな計画期間として、現行の経営戦略を改定するものです。

3 改定の基本的視点

(1)健全経営の視点

下水道の主な役割としては、公衆衛生の向上による生活環境の改善(汚水の排除)、浸水の防除(雨水の排除)、水質汚濁防止・自然環境の保全(公共用水域の水質保全)という大きな3つの役割があり、市民の安心・安全を支える重要なライフラインです。

一方で、下水道事業を取り巻く課題は、人口の減少や局地的集中豪雨など自然災害の頻発、施設の老朽化の進行など、日々変化しています。

今回改定する経営戦略では、こうした状況の変化に対し、今後も持続可能な下水道事業を運営していくよう、収益力の強化を図るとともに、支出の抑制を図るなど、健全経営の視点で改定するものです。

(2)SDGs の視点

SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、令和 12 年度までの達成を目指す国際社会の共通目標であり、17 のゴール、169 のターゲット、231 のインディケーター（指標）で構成されています。

本市の最上位計画である南相馬市第三次総合計画では、SDGs と計画との関係について「行政・事業者・市民等の地域が一丸となって SDGs を推進していくために、本市においては、基本計画の中で施策との関連付け、進捗管理を行っていきます。」としています。



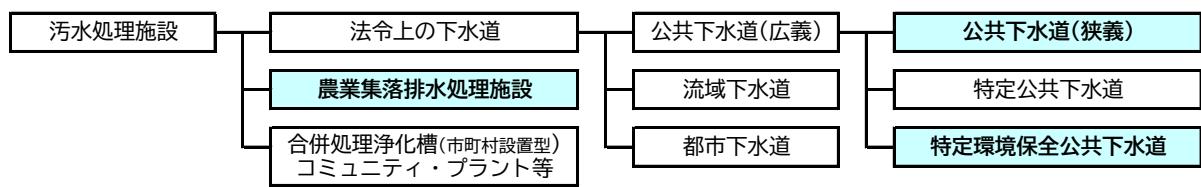
下水道事業においては、SDGs の 17 のゴールのうち、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」を目標として、施策の展開を行っています。



第2章 下水道事業の概要

1 事業概要

本市の下水道事業は、主に市街地など人口が集中する地域に整備する「公共下水道事業(略称：公共)」、水源地や海水浴場など環境保全が必要な地域に整備する「特定環境保全公共下水道事業(略称：特環)」、農業集落における農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に整備する「農業集落排水事業(略称：農集)」の3つの事業を運営しています。



下水道整備状況(令和5年度末時点)

(単位：ha・人・%)

	全体計画面積 ①	事業認可面積 ②	処理区域面積 ③	面整備率 ④(③/②)	行政区域内人口 ⑤	処理区域内人口 ⑥	下水道普及率 ⑦(⑥/⑤※)	水洗化人口 ⑧	水洗化率 ⑨(⑧/⑥)
小高区	193.0	176.0	147.5	83.8	6,274	1,577	2.8	982	62.3
鹿島区	191.0	133.3	110.5	82.9	9,695	3,006	5.3	2,316	77.0
原町区	1,024.3	1,010.9	824.2	81.5	40,279	26,157	46.5	25,777	98.5
特環	78.0	78.0	68.4	87.7	-	673	1.2	657	97.6
農集	589.0	589.0	589.0	100.0	-	3,076	5.5	2,850	92.7
事業全体	2,075.3	1,987.2	1,739.6	87.5	56,248	34,489	61.3	32,582	94.5

①全体計画面積：都市計画決定地内のうち、令和6年度末までに公共下水道を整備しようとする面積

②事業認可面積：全体計画の面積のうち、令和6年度末までに公共下水道を整備することを認可された面積

③処理区域面積：下水道を使用することが可能な面積(下水道整備済面積)

④面整備率：事業認可面積のうち、下水道整備済面積の割合(処理区域面積③/事業認可面積②)×100

⑤行政区域内人口：各処理区の住民基本台帳人口

⑥処理区域内人口：実際に下水道に接続できる区域に居住している人口

⑦下水道普及率：行政区域内(市内)に居住している人口のうち、どのくらいの人口が下水道を利用できる区域に居住しているかを示す割合

・各処理区別の下水道普及率=各処理区の処理区域内人口⑥/行政区域内人口の合計⑤(令和5年度末56,248人)×100

・公共下水道事業全体の下水道普及率=公共下水道事業全体の処理区域内人口⑥/行政区域内人口の合計⑤(令和5年度末56,248人)×100

※決算統計第10表「施設及び事業概況に関する調」の普及状況で報告している行政区域内人口は公共下水道事業全体の人口のみであり、

各処理区別の下水道普及率については、分母の行政区域内人口を事業全体の数としてきた経過がある

⑧水洗化人口：処理区域内人口のうち、実際に下水道へ接続している人口

⑨水洗化率：処理区域内(下水道への接続が可能な地区)に居住している人口のうち、どのくらいの人口が下水道へ接続しているかを示す割合

・水洗化率=水洗化人口⑧/処理区域内人口⑥

※水洗化人口については、決算統計への掲載項目となっていないことなどから、各処理区ごとに算定している

【参考】震災前の普及率及び水洗化率

(単位：人・%)

平成22年度	小高区	鹿島区	原町区	特環	農集	事業全体
行政区域内人口				71,494		
処理区域内人口	3,661	3,159	26,877	826	4,235	38,758
普及率	5.1	4.4	37.6	1.2	5.9	54.2
水洗化人口	2,445	2,254	26,582	804	3,692	35,777
水洗化率	66.8	71.4	98.9	97.3	87.2	92.3

(1)公共下水道事業

本市の公共下水道事業は、法令上狭義の公共下水道事業として、小高区公共下水道事業、鹿島区公共下水道事業、原町区公共下水道事業の3事業で構成されています。

排除方式は、汚水のみの処理を行う分流式ですが、最も早い時期に整備された原町区では、雨水処理も併せて行う合流方式のエリアも存在します。

①小高区公共下水道事業

小高区(旧小高町)では、豪雨時の市街地浸水被害解消を図るため、昭和26年に都市計画事業として都市下水路の決定を行い、整備を進めてきました。

一方で、宅地化の進展と生活排水等の増加により、二級河川新川など公共用水域の水質悪化が著しくなり、農業用水にも悪影響を及ぼしはじめたことから、新たに公共下水道の整備を行い、平成9年に供用を開始しました。

②鹿島区公共下水道事業

鹿島区(旧鹿島町)では、宅地化の進展に伴う生活排水等の増加により、二級河川真野川などの公共用水域や農業用水の水質悪化が進行したことから、公共下水道の整備を行い、平成12年に供用を開始しました。

③原町区公共下水道事業

原町区(旧原町市)では、昭和33年の台風22号で床上浸水が約3千戸を超えるなど、甚大な被害を受けたことから、雨水排除のため下水路築造の機運が高まりました。

まず、昭和35年に都市下水路(大木戸排水路)の計画及び事業が決定され、福島県施工で事業に着手し、昭和39年に合流式の公共下水道として正式に認可されたのち、昭和49年に供用を開始しました。

(2)特定環境保全公共下水道事業

本市では、先に述べた法令上狭義の公共下水道事業のほかに、特定環境保全公共下水道事業も運営しており、高松地区特定環境保全公共下水道事業と北泉地区特定環境保全公共下水道事業の2事業で構成されています。

しかし、北泉地区については、東日本大震災の津波被害により浄化センターは全壊、基幹管渠も処理区域ごと流出し、災害危険区域に指定されたことから、処理区を廃止する予定のため、本経営戦略への掲載は省略することとします。

①高松地区特定環境保全公共下水道事業

高松地区は、原町区市街地より北部へ約2kmの高台に位置する集落ですが、昭和60年当時、急速に住宅地化が進み、生活系排水が増加し、公共用水域の水質が悪化しました。

これに伴い、周辺の営農条件や地域の生活環境を保全することが急務となり、下水道の整備を行い、平成3年に供用を開始しました。

(3) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等に寄与するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥等を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的とした事業です。

本市では、鹿島区の北部地区(浮田・車川・山下：昭和63年供用開始)、南部地区(鳥崎：平成4年供用開始)、東部地区(永田・南屋形・北海老・南海老：平成10年供用開始)、西部地区(寺内、上寺内、大谷地、小池：平成16年供用開始)の4地区で事業を運営しています。

2 施設の状況

(1) 公共下水道事業

① 小高浄化センター

名称	小高浄化センター	
所在地	南相馬市小高区南小高字手綱落17	
敷地内面積	22,000m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	1,500人
	処理方式	オキシデーションディッチ形式
	排除方式	分流式
	汚水量	日平均 600m ³ /日
		日最大 700m ³ /日
		時間最大 1,000m ³ /日
放流河川	新川(二級河川)	



② 鹿島浄化センター

名称	鹿島浄化センター	
所在地	南相馬市鹿島区南右田字榎内146-2	
敷地内面積	15,382m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	4,300人
	処理方式	オキシデーションディッチ形式
	排除方式	分流式
	汚水量	日平均 1,500m ³ /日
		日最大 1,800m ³ /日
		時間最大 2,900m ³ /日
放流河川	真野川(二級河川)	



③-1 原町第一下水処理場

名称	原町第一下水処理場	
所在地	南相馬市原町区錦町三丁目120	
敷地内面積	22,000m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	23,100人
	処理方式	標準活性汚泥法
	排除方式	分流式（一部合流）
	汚水量	晴天時日平均 8,000m ³ /日
		晴天時日最大 9,600m ³ /日
		晴天時時間最大 14,800m ³ /日
雨天時計画汚水処理量		51,800m ³ /日
放流河川	新田川（二級河川）	



③-2 高見中継ポンプ場

名称	高見中継ポンプ場	
所在地	南相馬市原町区高見町一丁目192	
敷地内面積	2,060m ²	
建築面積	鉄筋コンクリート造 A=186.3m ²	
ポンプ施設	水中汚水ポンプ2台（予備1台） φ100mm×1.2m ³ /分×19.0m	



④管渠整備の状況

区分		R5	R4	R3	R2	R1	(単位：m)
污水管	小高区	26,578.57	26,578.57	26,535.67	26,535.67	26,535.67	
	鹿島区	41,449.08	41,449.08	41,344.58	41,344.58	40,578.58	
	原町区	147,527.62	147,159.52	146,450.38	145,328.97	143,951.82	
	小計	215,555.27	215,187.17	214,330.63	213,209.22	211,066.07	
雨水管(原町区のみ)		15,845.31	15,790.71	15,713.81	15,663.58	15,624.40	
合流管(原町区のみ)		19,852.14	19,852.14	19,852.14	19,852.14	19,852.14	

(2)特定環境保全公共下水道事業

①高松浄化センター

名称	高松浄化センター	
所在地	南相馬市原町区上北高平字植松地内	
敷地内面積	2,779m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	1,100人
	処理方式	オキシデーションディッチ形式
	排除方式	分流式
	日平均	290m ³ /日
	汚水量	日最大 370m ³ /日
	時間最大	700m ³ /日
放流河川	武須川（二級河川）	



②管渠整備の状況

(単位: m)

区分		R5	R4	R3	R2	R1
汚水管	高松地区	4,790.00	4,790.00	4,790.00	4,790.00	4,790.00
	北泉地区	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	4,790.00	4,790.00	4,790.00	4,790.00	4,790.00

※高松地区に関しては整備済

※北泉地区に関しては東日本大震災の津波被害により基幹管渠流失

(3)農業集落排水事業

①鹿島北部地区

名称	鹿島区北部地区農業集落排水処理施設	
所在地	南相馬市鹿島区浮田字浮田231	
敷地内面積	839m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	1,270人
	処理方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ過床併用 接触ばつ気方式
	排除方式	分流式
	汚水量	日平均 343m ³ /日
		日最大 419m ³ /日
	放流河川	農業用排水路 経由 真野川



②鹿島南部地区

鹿島南部地区農業集落排水処理施設は、東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けたことから、平成23年度から平成24年度にかけて解体撤去し、代替措置として、平成24年度に大型浄化槽を設置しています。

名称	鹿島南部地区農業集落排水処理施設 (南部大型浄化槽)	
所在地	南相馬市鹿島区鳥崎字南谷地97	
敷地内面積	559m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	70人
	処理方式	合併 担体流動浮上ろ過方式
	排除方式	分流式
	汚水量	日平均 18.9m ³ /日 時間最大 2.28m ³ /時
	放流河川	農業用排水路



③鹿島東部地区

鹿島東部地区農業集落排水処理施設は、東日本大震災に伴う津波により壊滅的な被害を受けたことから、平成23年度から平成24年度にかけて解体撤去し、代替措置として、現在は鹿島浄化センターへ接続しています。

④鹿島西部地区

名称	鹿島西部地区農業集落排水処理施設	
所在地	南相馬市鹿島区寺内字古川62	
敷地内面積	3,500m ²	
全体計画 処理水量	処理人口	3,500人
	処理方式	オキシデーションディッチ方式 連続流間欠ばつ氣方式
	排除方式	分流式
	汚水量	日平均 951m ³ /日 日最大 1,162m ³ /日
	放流河川	農業用排水路 経由 真野川



⑤管渠整備の状況

区分		R5	R4	R3	R2	R1	(単位:m)
汚水管	鹿島北部	14,297.66	14,297.66	14,297.66	14,297.66	14,297.66	
	鹿島南部	1,133.84	1,133.84	1,133.84	1,133.84	1,133.84	
	鹿島東部	15,464.15	15,464.15	15,464.15	15,464.15	15,464.15	
	鹿島西部	27,840.03	27,840.03	27,840.03	27,840.03	27,840.03	
	計	58,735.68	58,735.68	58,735.68	58,735.68	58,735.68	

※農業集落排水事業については整備済

3 組織の状況

下水管渠及び雨水函渠の整備、下水道施設の維持管理を行うため、南相馬市建設部下水道課では、3係15名の職員で業務を行っています。

また、一般会計の浄化槽に関する業務や雨水ポンプ場の維持管理に関する業務等も行っています。

部・課	係	分掌事務
建設部 下水道課 課長 (技術:1名)	業務係 (事務:5名)	<ul style="list-style-type: none">・汚水処理事業の総合企画及び調整に関すること・予算、決算及び会計経理、財政計画、市債の管理に関すること・下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料に関すること・下水道及び農業集落排水事業受益者負(分)担金に関すること・固定資産台帳の管理に関すること
	整備係 (技術:4名)	<ul style="list-style-type: none">・下水道及び農業集落排水事業計画に関すること・下水道及び農業集落排水処理施設の設計施工に関すること
	(事務:1名)	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽に関すること【一般会計】・排水設備工事に関すること
	管理係 (技術:3名) (技能:1名)	<ul style="list-style-type: none">・下水道及び農業集落排水処理施設の維持管理に関すること・下水処理場及び農業集落排水処理施設の水質管理に関すること・下水道及び農業集落排水処理施設台帳の整備に関すること・特別都市下水路の維持管理に関すること【一般会計】・雨水ポンプ場の維持管理に関すること【一般会計】

(令和6年4月1日現在)

4 民間活力等の活用状況

(1) 民間等活用の状況

■業務委託

○下水道施設維持管理業務委託

本市では、公共下水道と特定環境保全公共下水道における施設の運転操作及び保守、点検、整備等の維持管理を民間事業者へ業務委託を行っています。

これにより、人件費の削減や民間事業者の管理技術導入等を実現しています。

○下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収等業務委託

本市では、小高区及び原町区の下水道使用料の算定、徴収、滞納整理等について、本市の水道事業へ業務委託を行っています。また、鹿島区については、合併前の旧鹿島町の時代から相馬地方広域水道企業団へ下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の算定、徴収、滞納整理等について業務委託を行っています。

これにより、人件費の削減や、使用料等管理システムの導入コストを削減しています。

(2)資産の活用状況

■エネルギー利用

○消化ガスの利用による燃料費の削減

汚泥濃縮層から消化タンクに送られた濃縮汚泥を高温度の蒸気で約40度に保ちながら攪拌すると、汚泥中の有機物が分解し、メタンガス、消化汚泥、分離液に分離します。

本市では、消化タンクで発生したメタンガスをガスホルダへ貯留し、消化タンクの加温用ボイラーの燃料として使用しています。

消化タンクの加温用ボイラーの燃料にA重油を使用すると別途燃料費(重油代)が発生しますが、メタンガスを利用することで、年間約16,000千円(※)の燃料費を削減しています。

※仮にA重油を使用した場合、1リットル当たり約145円(令和5年度単価)で1時間当たり約85リットル消費します。ボイラーの運転時間は年間約1,300時間であることから、16,022,500円≈約16,000千円の燃料費を消化ガスの利用により削減しています。



【原町第一下水処理場No.1 ガスホルダ】

5 使用料体系

本市の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料については、小高区は平成9年、鹿島区は平成12年の供用開始から、原町区は平成6年から実質改定が行われておらず、合併後も引き続き従前の使用料体系(単価)を適用しました。

平成20年度に、平成21年度から平成23年度までの3年間を算定期間とした使用料体系を検討しましたが、市内の経済状況を踏まえ、水量区分の統一のみを実施し、使用料水準は据え置くこととしました。

その後、平成23年度に使用料改定を予定しておりましたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による処理施設の損壊、小高区の避難指示区域指定などの影響などにより改定を見送りました。

また、平成26年度からは経常利益及び純利益を計上していることなどから、今日まで使用料の改定は行っていない状況です。

地区	小高区	鹿島区(農集合む)	原町区(特環含む)
使用料体系	従量制	従量制	従量制
基本水量	5m ³	5m ³	5m ³
基本使用料(税抜) /月	1,200円	1,200円	1,050円
従量使用料 (税抜/月)	6m ³ ~10m ³	20円	105円
	11m ³ ~20m ³	140円	110円
	21m ³ ~50m ³	150円	115円
	51m ³ ~100m ³	180円	127円
	101m ³ ~200m ³	208円	128円
	201m ³ ~500m ³	209円	129円
	501m ³ ~1,000m ³	210円	131円
	1,001m ³ ~1,500m ³	211円	155円
	1,501m ³ ~	213円	165円
下水道使用料 (税込/月)	10m ³ 使用	1,430円	1,897円
	対比	86%	100%
	20m ³ 使用	2,970円	3,107円
	対比	109%	100%
	30m ³ 使用	4,620円	4,372円
	対比	114%	100%
	50m ³ 使用	7,920円	6,902円
	対比	119%	100%

※対比は、原町区を100%としたもの

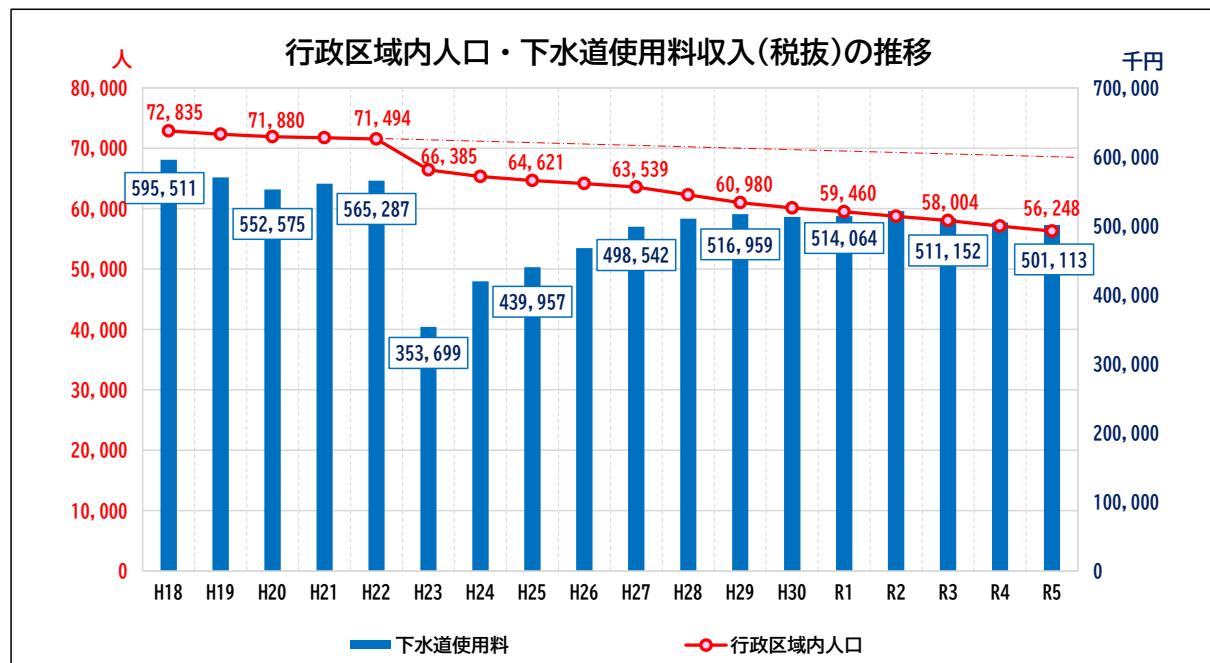
第3章 下水道事業経営における現状と課題

1 居住人口の減少

本市では、合併時は人口が7万人を超えていましたが、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響などにより人口が激減しました。

これに加えて、全国的な人口減少・少子高齢化の影響もあり、令和5年度末では、行政区域内人口が56,248人まで減少しています。(行政区域内人口=住民基本台帳人口)

居住人口の減少に伴い、下水道の使用者数も減少しており、使用料収入(下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料)が年々減少しています。



2 施設の老朽化の進行

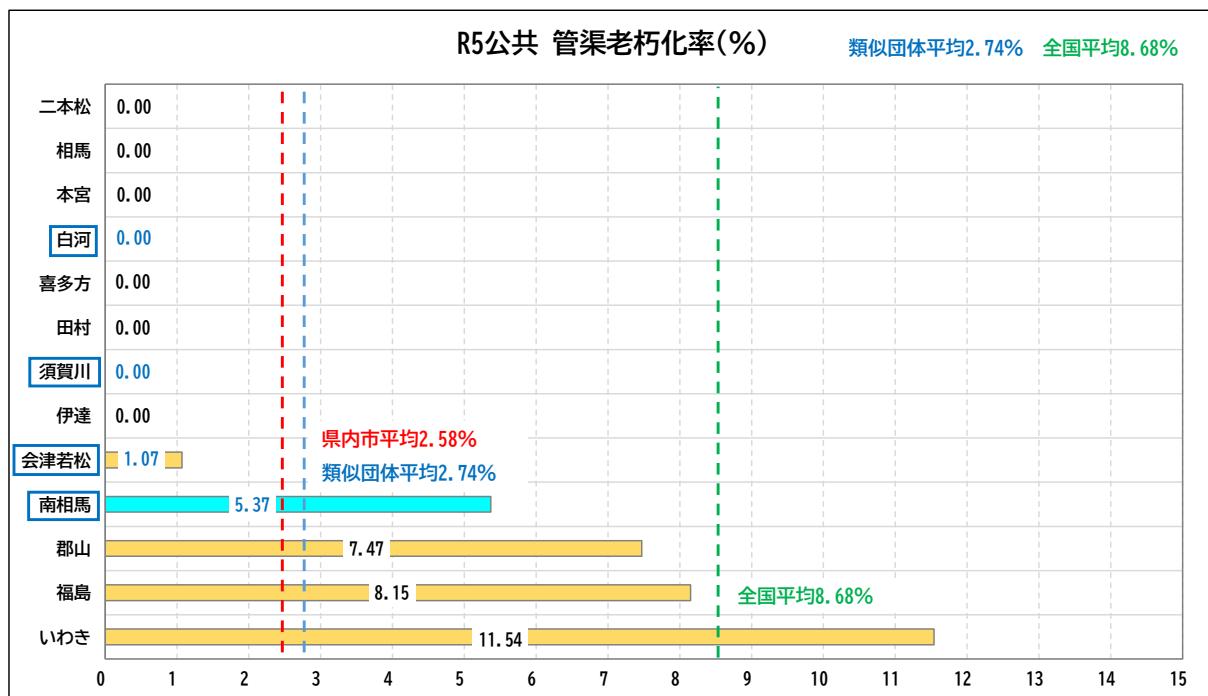
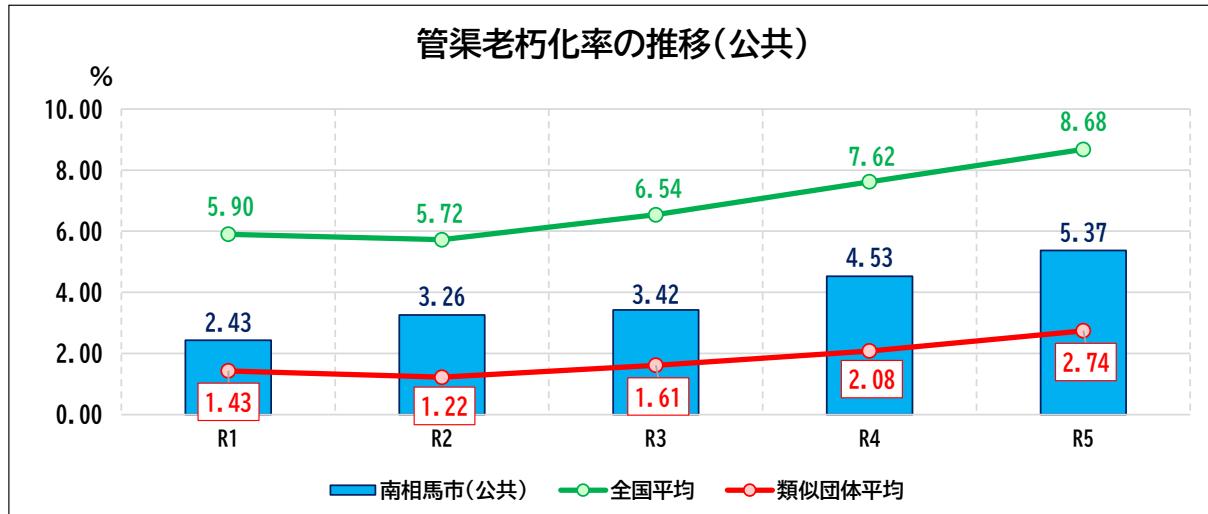
本市の下水道処理施設については、令和6年現在、最も古いもので事業着手から60年を経過している管路施設もあり、施設の老朽化が進んでいる状況です。

経営指標のうち、法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している「管渠老朽化率(※)」は、公共下水道事業において、全国平均を下回るもの、類似団体平均を上回っている状況です。これは、供用開始の早い原町区の影響によるものです。

なお、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の管渠老朽化率については、いずれも0%となっています。

また、近年では施設の老朽化に伴い、機械設備などの故障が相次いでおり、現状復旧にかかる修繕費も増加しています。

$$\text{※管渠老朽化率(%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$



※ [] は福島県内の類似団体

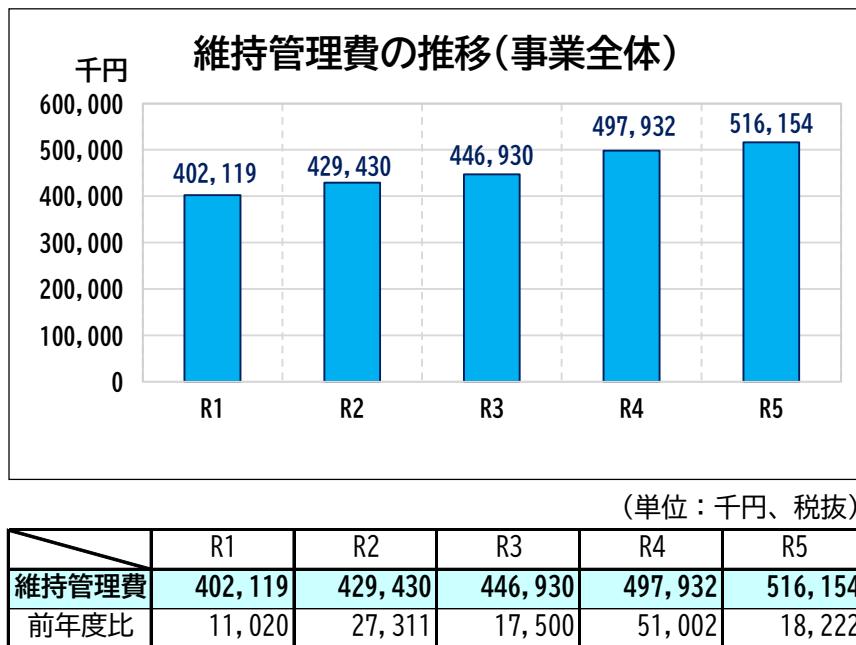
＜本市の類似団体区分（公共下水道事業）＞

- ・処理区域内人口区分：3万人以上
 - ・処理区域内人口密度：50人／ha未満
 - ・供用開始後年数別区分：30年以上
 - ・類似団体数(R4年度決算)：158団体

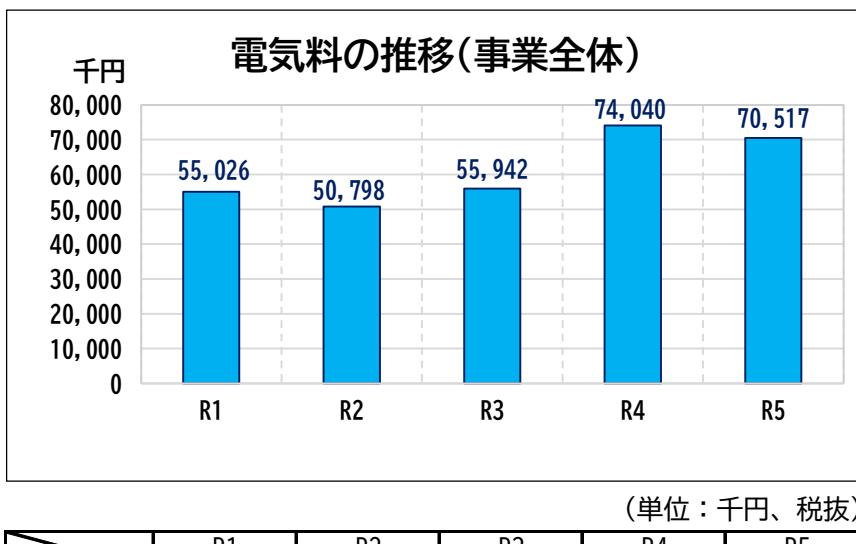
3 維持管理費用の増加

施設の老朽化に伴う修繕費の増加に加えて、今般の物価高騰及びエネルギー価格高騰等の影響により、薬品費や動力費などの維持管理費も増加している状況です。特に動力費のうち電気料については、直近5年間の間に2千万円近く上昇している状況です。

なお、維持管理費用については、収益的支出にかかる営業費用のうち、管渠費・ポンプ場費・処理場費・総係費の合計(税抜額)で算定しています。



※公営企業会計適用前(R1)の農集分は含んでいない



年	電気料(千円、税抜)
R1	55,026
R2	50,798
R3	55,942
R4	74,040
R5	70,517

※公営企業会計適用前(R1)の農集分を含む

※料金明細表から転記しているため、決算統計値と差異あり

4 現状と課題【要旨】

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響、並びに全国的な人口減少・少子高齢化の影響などにより、本市の居住人口は、震災前に比べて急激に減少しています。それに伴い、下水道使用料収入も年々減少しています。
- 本市の下水道処理施設は、特に原町区において供用開始が早く（昭和36年事業着手、昭和49年供用開始）、施設の老朽化が進んでいます。近年では、機械設備の故障が相次いでおり、現状復旧にかかる修繕費が増加しています。
- 今般の物価高騰及びエネルギー価格高騰等の影響により、処理施設を運営していくための維持管理費が増加しています。

第4章 経営状況

1 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表とは、複数の指標に基づき各地方公営企業を比較・分析し、経営の状況や課題を把握するためのもので、毎年最新版をホームページへ公開しています。

ここでは、それらの指標のうち、経営の健全性や効率性を判断するため、以下の指標により本市の下水道事業の経営状況について現状分析を行いました。

なお、全国平均及び類似団体平均、福島県内13市の令和5年度決算の状況については、令和7年3月上旬に福島県のホームページへ公表されたことから、県内13市の比較についても令和5年度の決算値で作成しています。

(1) 経常収支比率

経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上(単年度収支が黒字)であることが求められます。

本市では、事業全体としてみると過去5年間いずれも100%を上回っており、概ね良好な経営状況ということができます。しかし、年々減少している状況です。これは、使用料収入が減少している一方で、物価高騰及びエネルギー価格高騰の影響による電気料など維持管理費の増加によるものです。

事業ごとの状況は以下のとおりです。

◆公共下水道事業

過去5年間、いずれも100%を上回っているものの、令和元年度をピークに減少傾向にあります。

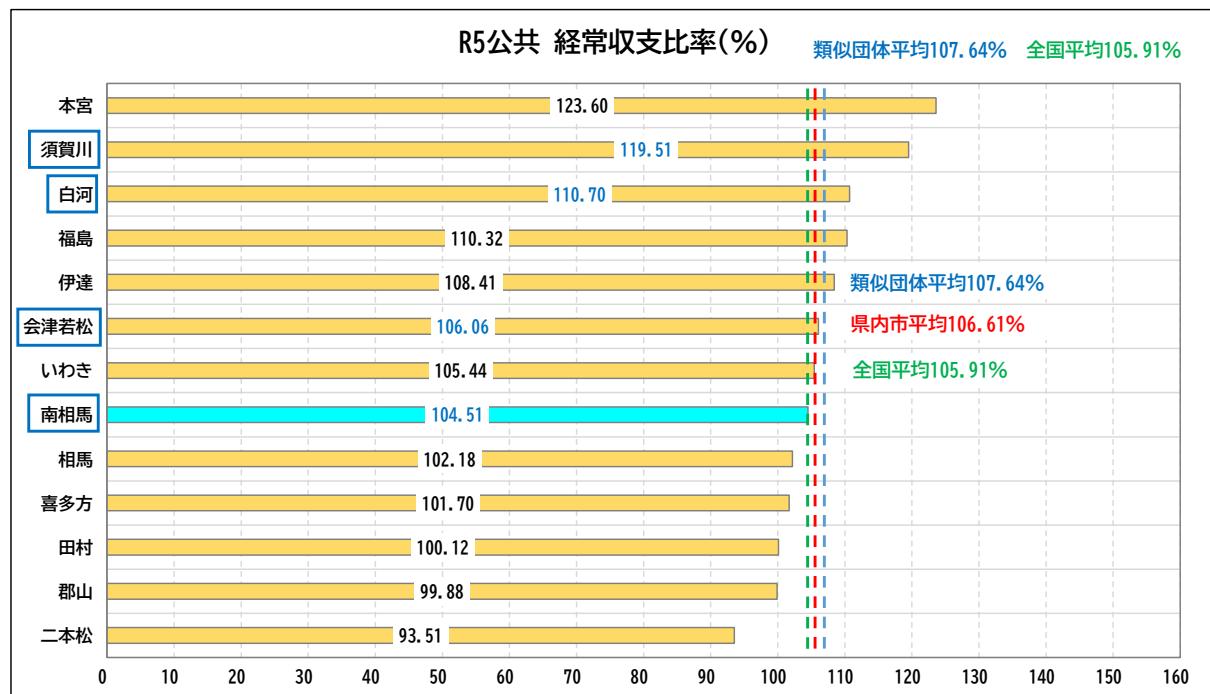
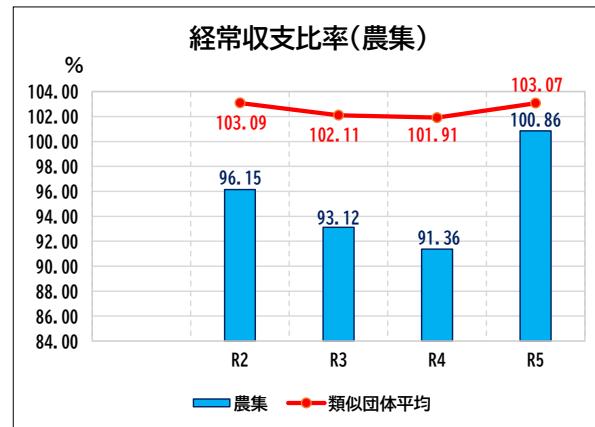
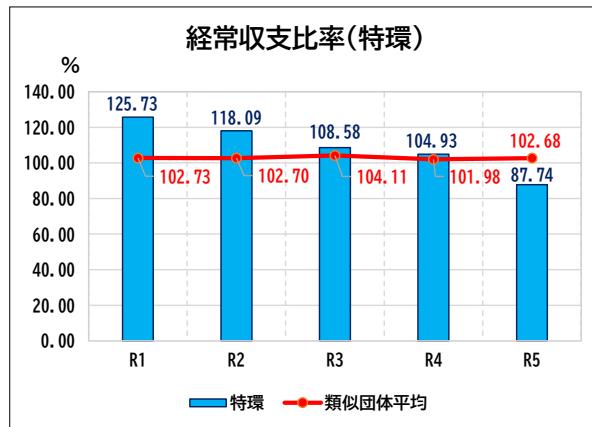
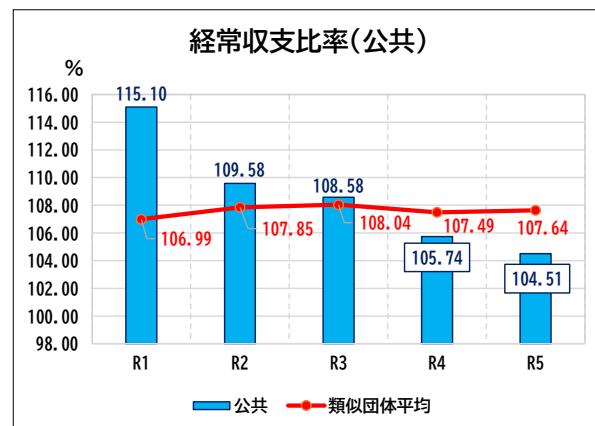
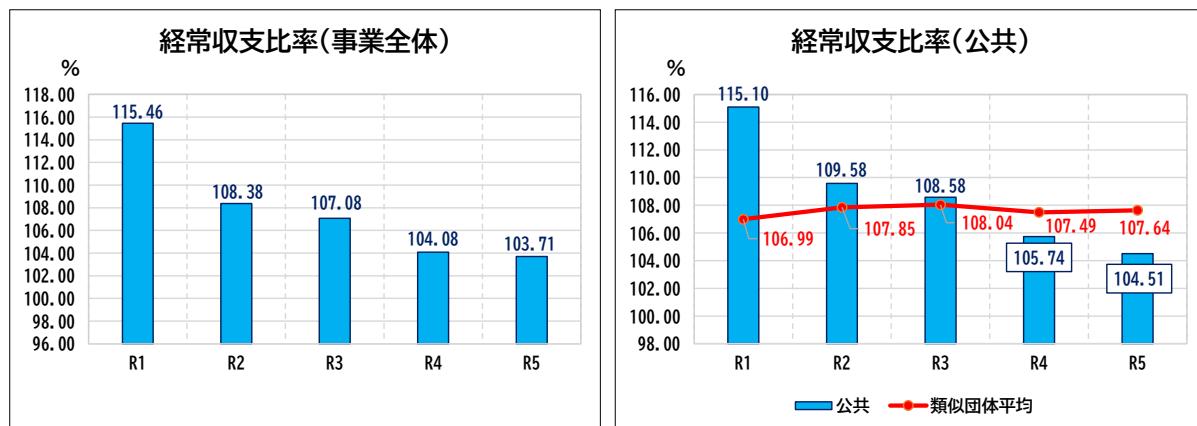
主な要因は、使用料収入の減少に加え、物価高騰及びエネルギー価格高騰の影響による電気料など維持管理費の増加によるものです。

◆特定環境保全公共下水道事業

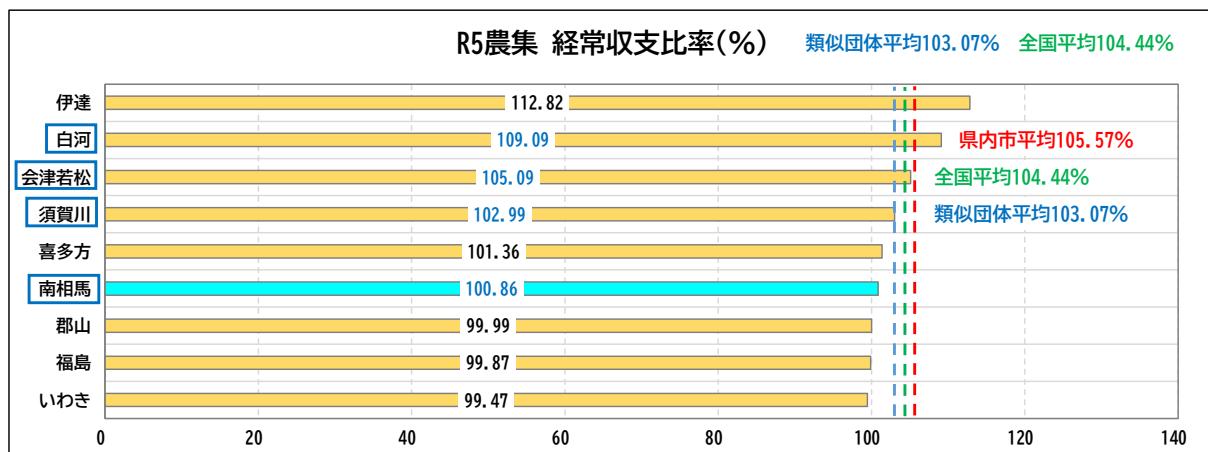
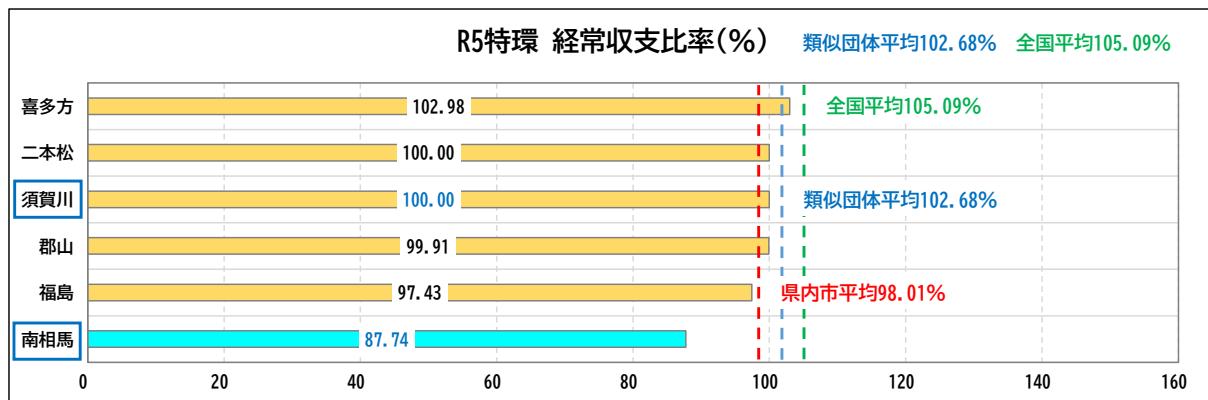
令和4年度までは100%を上回っており、かつ類似団体平均を上回っている状況でしたが、処理区域内の居住人口減少に伴う使用料収入の減少に加え、マンホールポンプの修繕にかかる委託料の増加などにより、令和5年度決算では、100%を下回る結果となっています。

◆農業集落排水事業

公営企業会計を適用した令和2年度以降、年々減少傾向にありましたが、令和5年度は100%を上回りました。これは、繰出基準に基づく一般会計からの繰入金の増によるものです。



※ は福島県内の類似団体



(2) 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、営業収支に対する累積欠損金(過去に発生した損失で、利益で補てんできず累積した額)の状況を示す指標であり、0%であることが求められます。

本市では、事業全体としてみると平成 26 年度から純利益を計上し続けていることから、累積欠損金比率は年々減少しています。

事業ごとの状況は以下のとおりです。

◆公共下水道事業

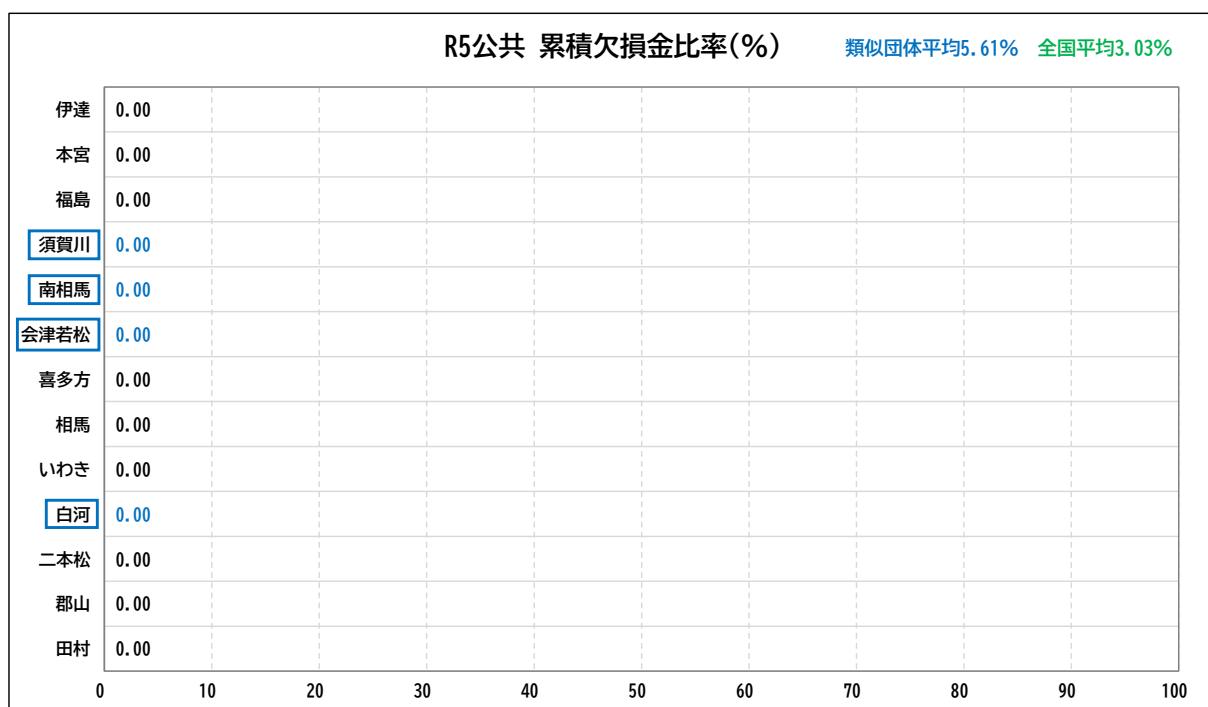
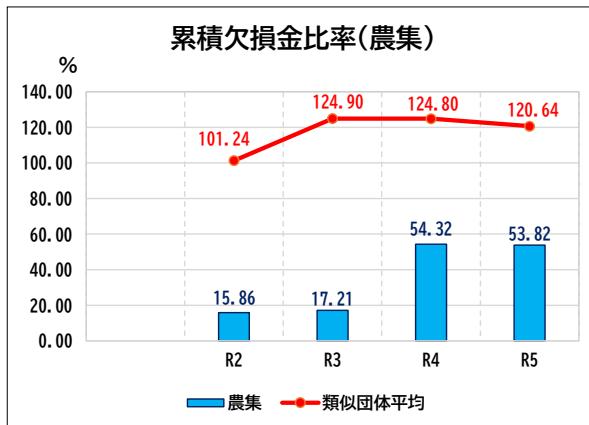
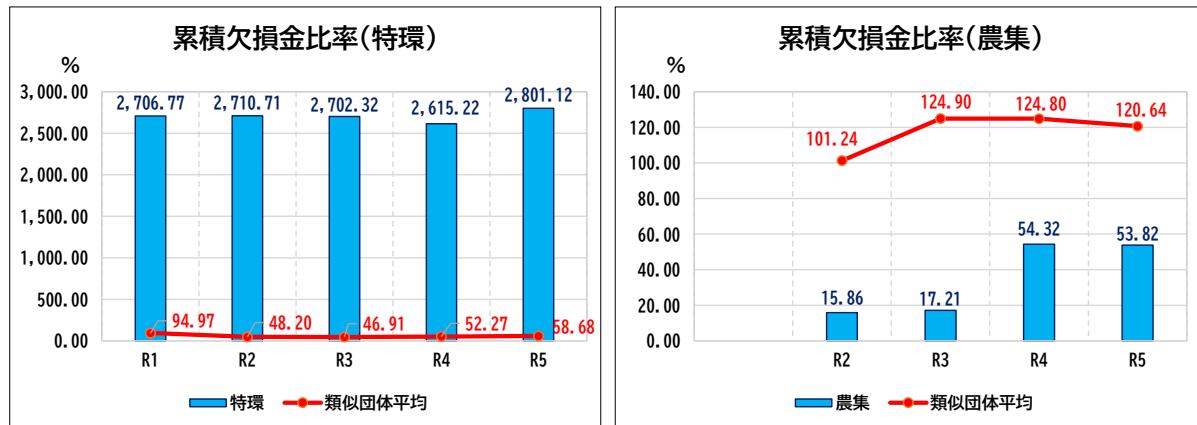
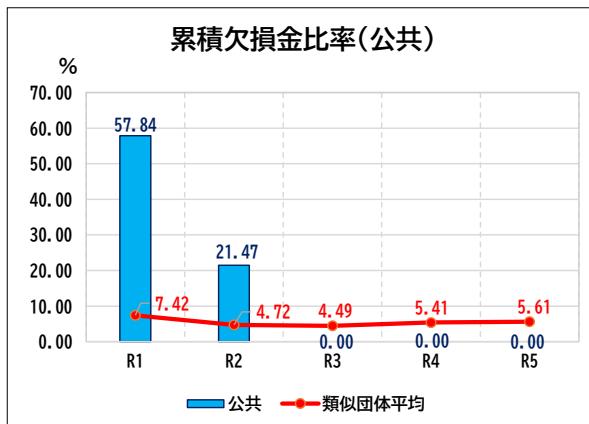
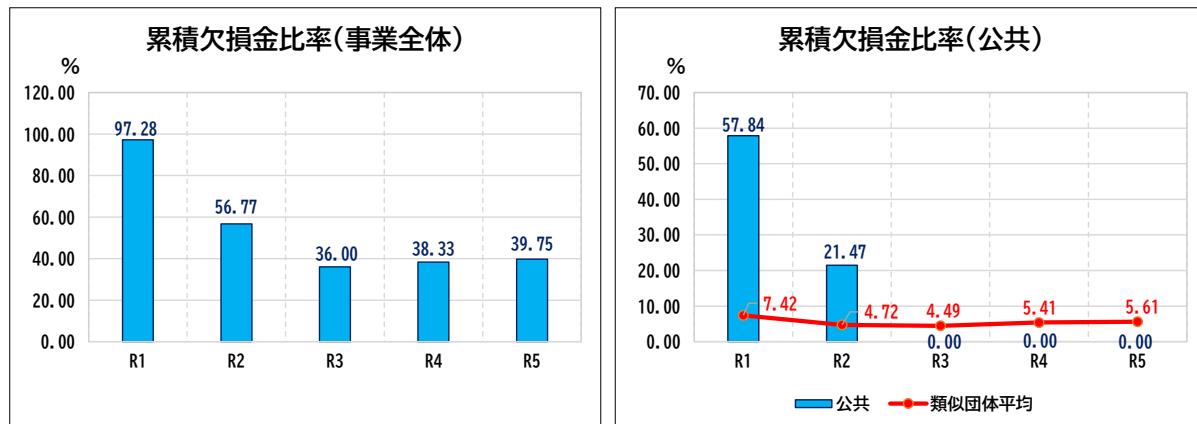
東日本大震災の影響により累積欠損金が大きく増加ましたが、平成 26 年度以降は毎年純利益を計上していることから累積欠損金は着実に減少し、令和 3 年度から利益剰余金の計上に転じています。

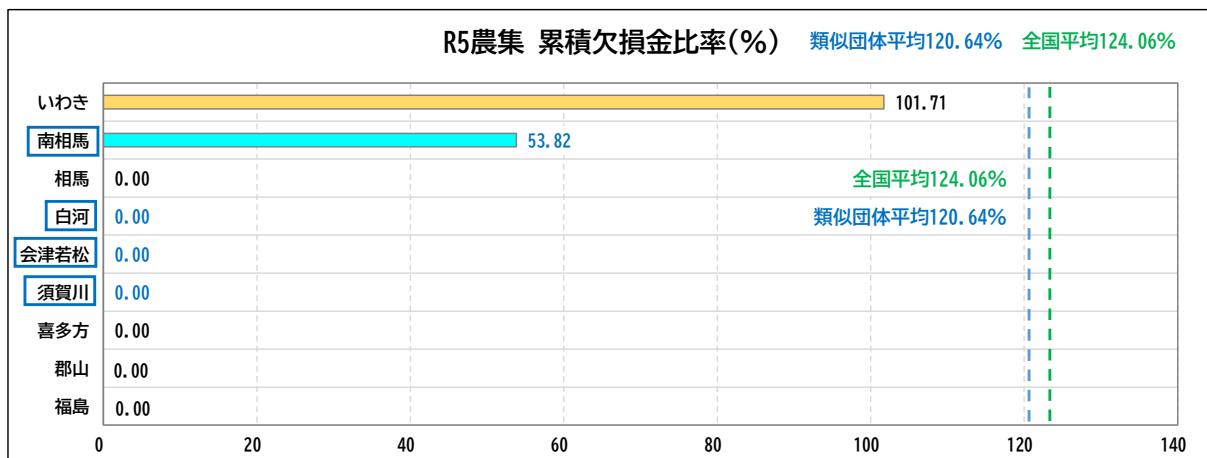
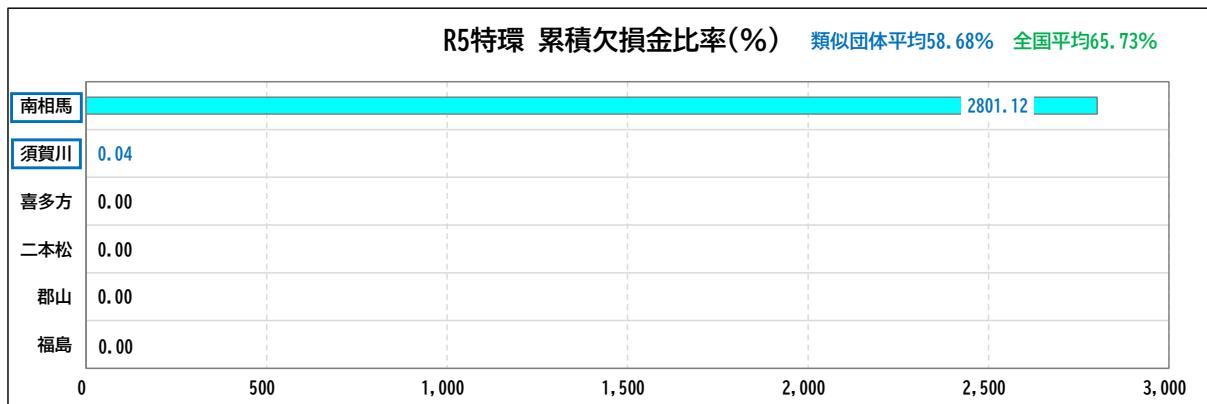
◆特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業と同様、東日本大震災の影響により累積欠損金が大きく増加しました。平成 28 年度で被災管渠処分工事が完了したものの、年々使用料収入の減少などから、横ばい又は微増傾向となっています。

◆農業集落排水事業

公営企業会計を適用した令和 2 年度以降増加傾向にありましたが、令和 5 年度については純利益を計上したことから、令和 4 年度よりも微減となっています。





(3)流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要な指標です。

また、一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を行っていく必要があります。

本市では、事業全体としてみると過去5年間において、令和2年度を除いて100%を超えており、一定の支払能力を有している状況となっています。これは、建設改良事業にかかる事業費について、財源として下水道事業債を借り入れている一方で、企業債の償還が順調に進んでいるためであると捉えています。

事業ごとの状況は次のとおりです。

◆公共下水道事業

過去 5 年間 100%を超えており、令和 4 年度までは類似団体平均を大きく上回っている状況です。これは、事業全体の傾向に加え、原子力損害賠償金の受入れにより現金収入があることも影響していると捉えています。

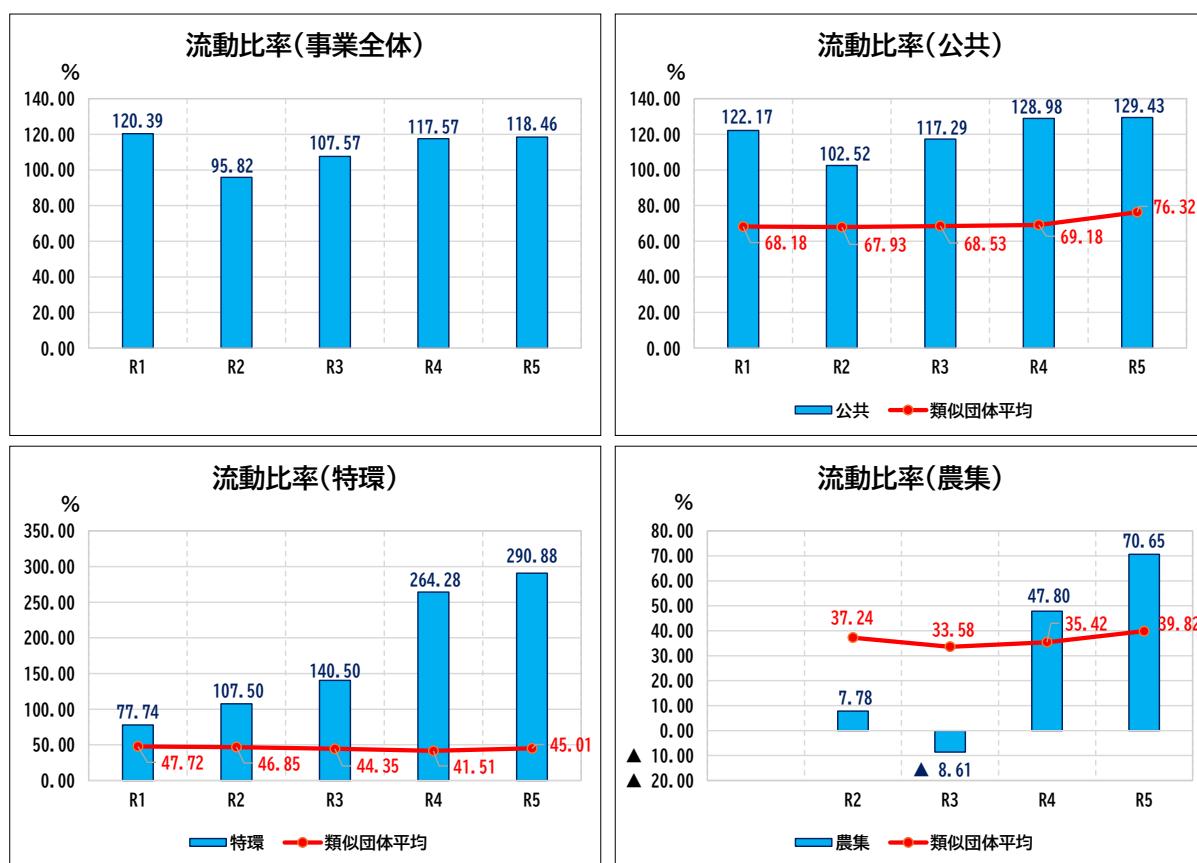
◆特定環境保全公共下水道事業

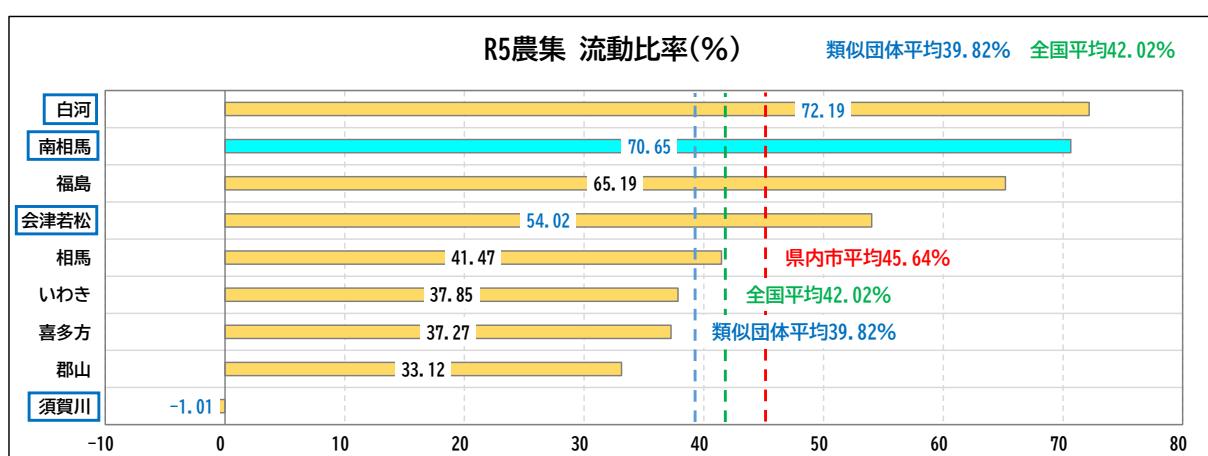
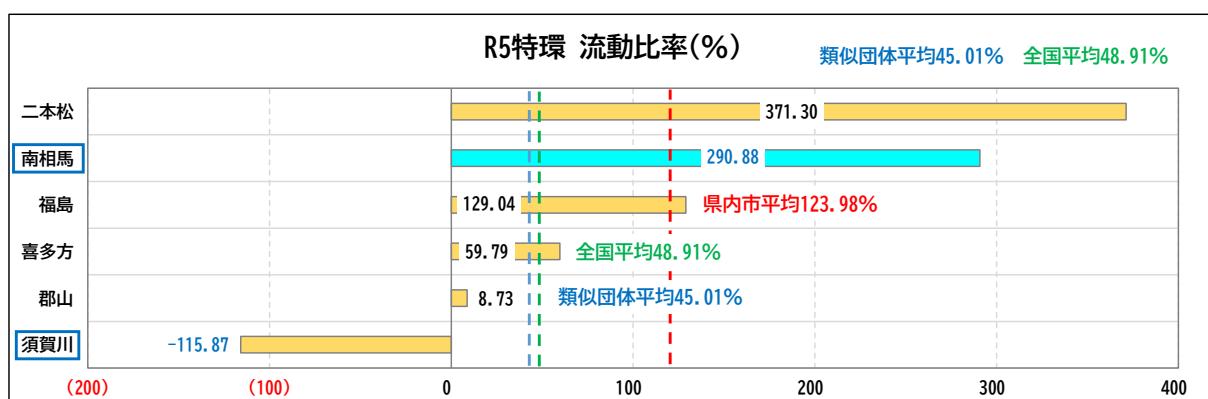
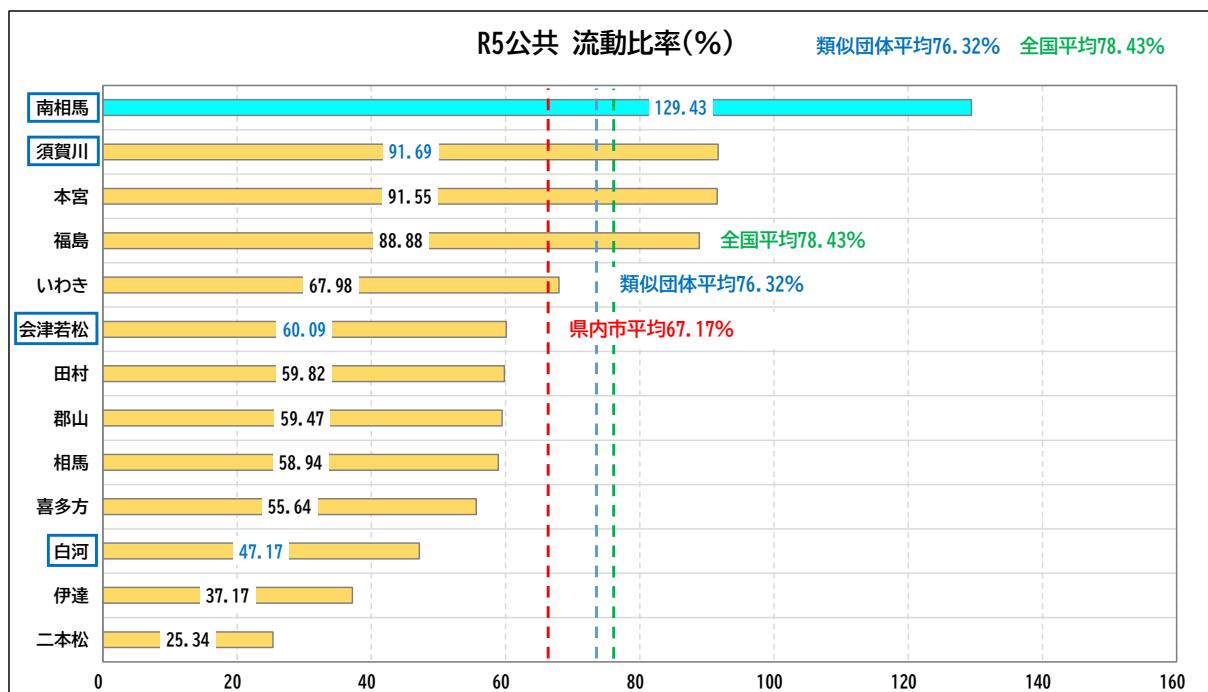
令和 4 年度までは類似団体を大きく上回る結果となっており、令和 4 年度と 5 年度については、令和 3 年度までと比べて大きく伸びています。これは、令和 4 年度以降、企業債の償還が急速に進んでいることによるものと捉えています。

◆農業集落排水事業

令和 3 年度にマイナスとなったものの、令和 4 年度から数字が伸びています。令和 4 年度は繰越事業に伴う企業債前借金の影響によるものであり、令和 5 年度については、一般会計からの繰入金(繰出基準内、基準外)の増加によるものと捉えています。

なお、農業集落排水事業だけでもみると 100%を下回っていますが、本市の下水道事業は、3 事業を 1 つの会計で経営しています。





(4) 経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができる指標です。この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えていることを示す100%以上であることが必要です。

本市では、事業全体としてみると100%は下回るもの、経年でみると徐々に改善している状況です。令和5年度は過去5年間で最も高い値となっています。これは、雨が少なかったことにより不明水の流入が少なかったことによるものと捉えています。

事業ごとの状況は以下のとおりです。

◆公共下水道事業

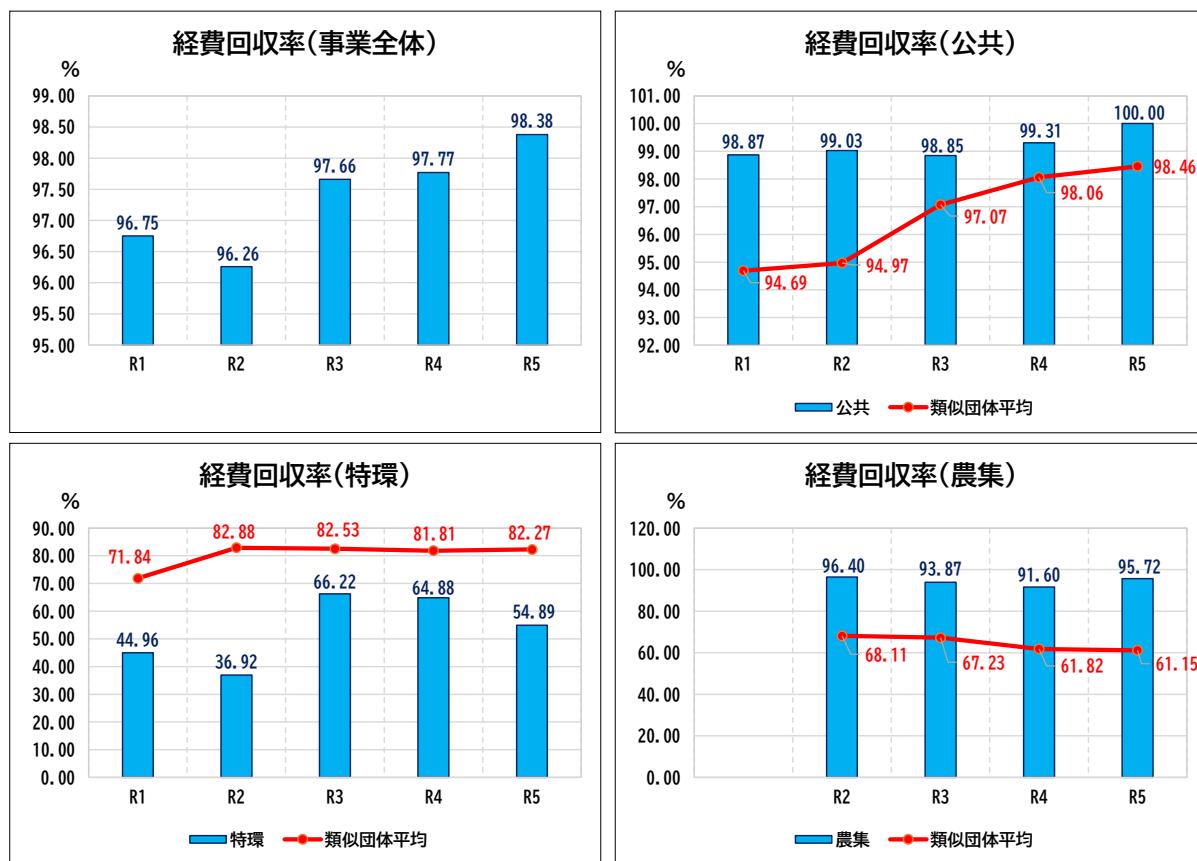
過去5年間の推移をみると年々改善してきており、令和5年度では100%となっています。主な要因は、事業全体と同じく、雨水の影響によるものと捉えています。

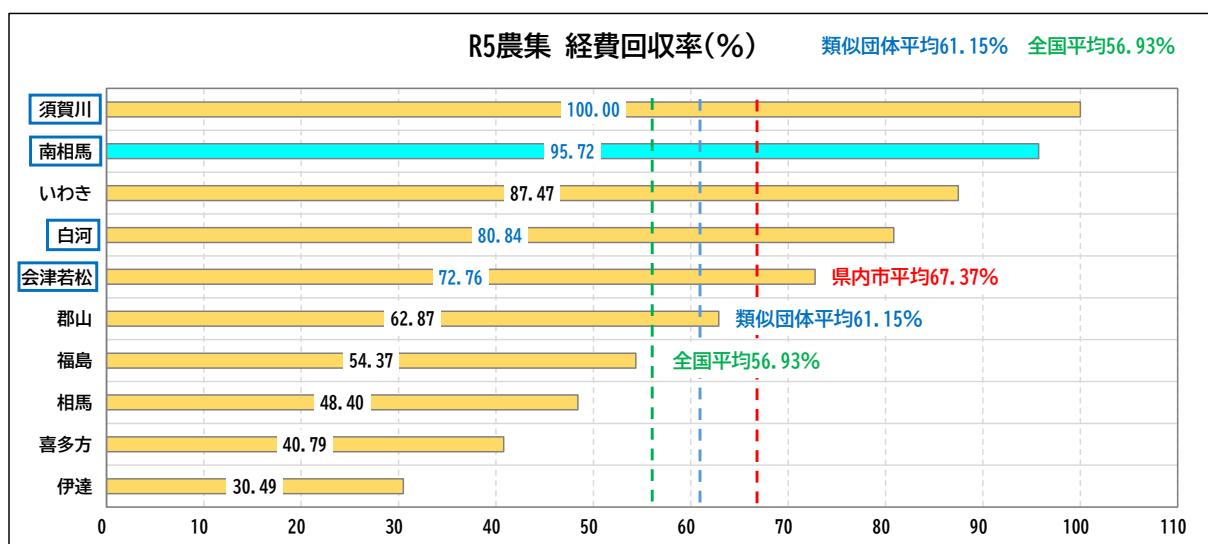
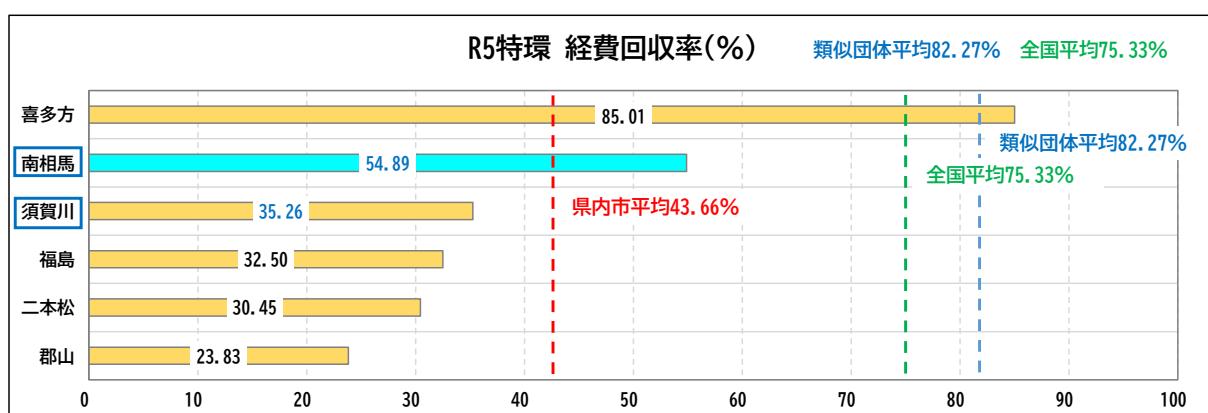
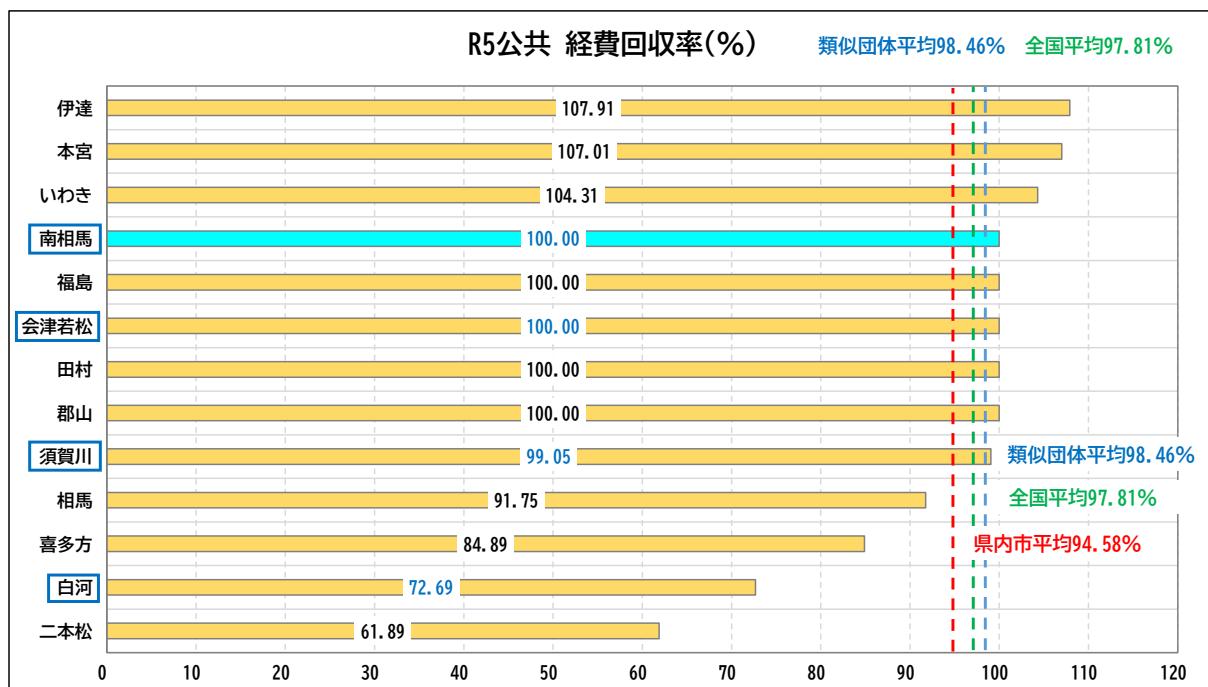
◆特定環境保全公共下水道事業

令和5年度は、令和4年度を大きく下回ることとなりました。主な要因としては、使用料収入が前年度より減少した一方で、マンホールポンプの修繕にかかる委託料が発生したことによるものと捉えています。

◆農業集落排水事業

公営企業会計を適用した令和2年度以降減少傾向にありましたが、令和5年度は数字が改善しました。これは、繰出基準に基づく一般会計からの繰入金が増加したことによるものと捉えています。

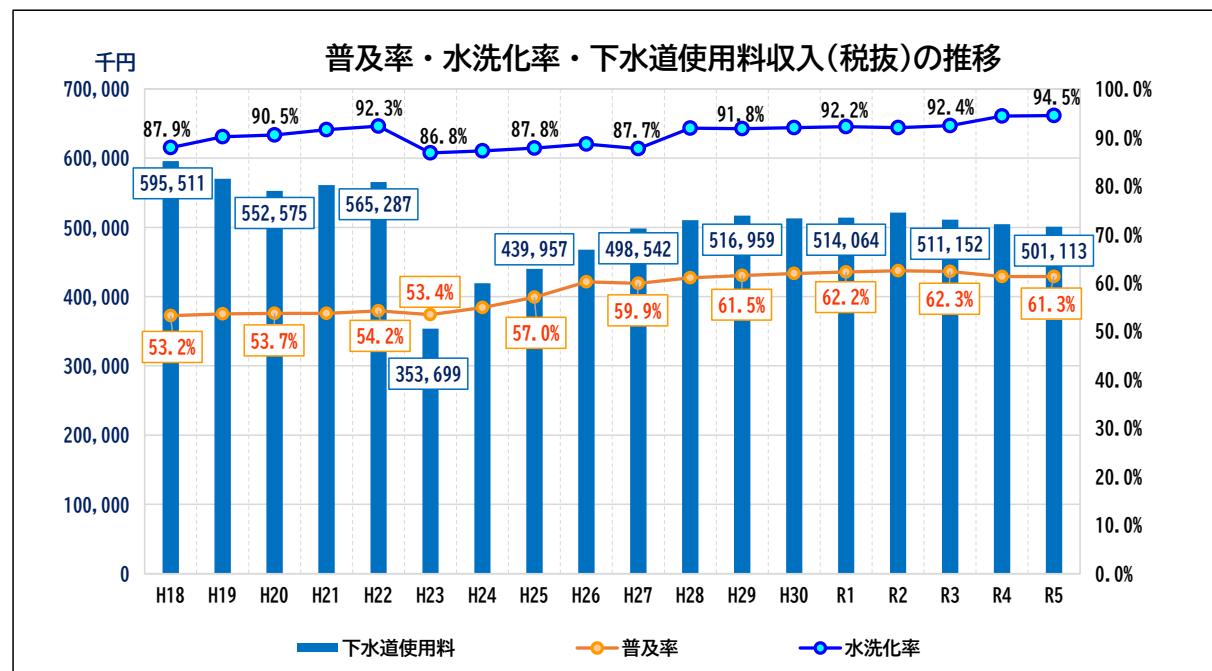
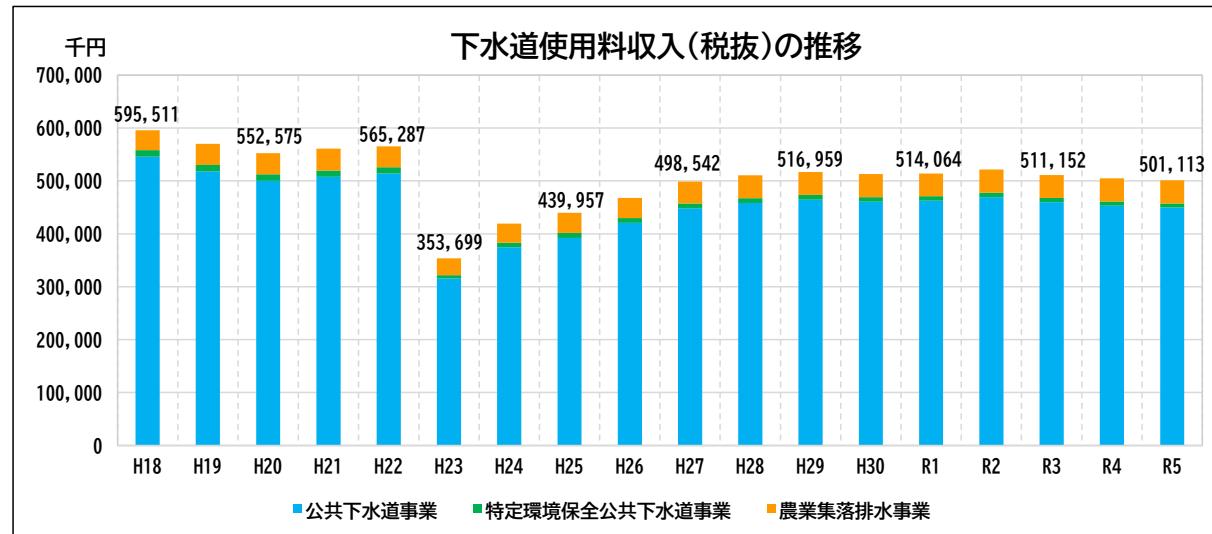


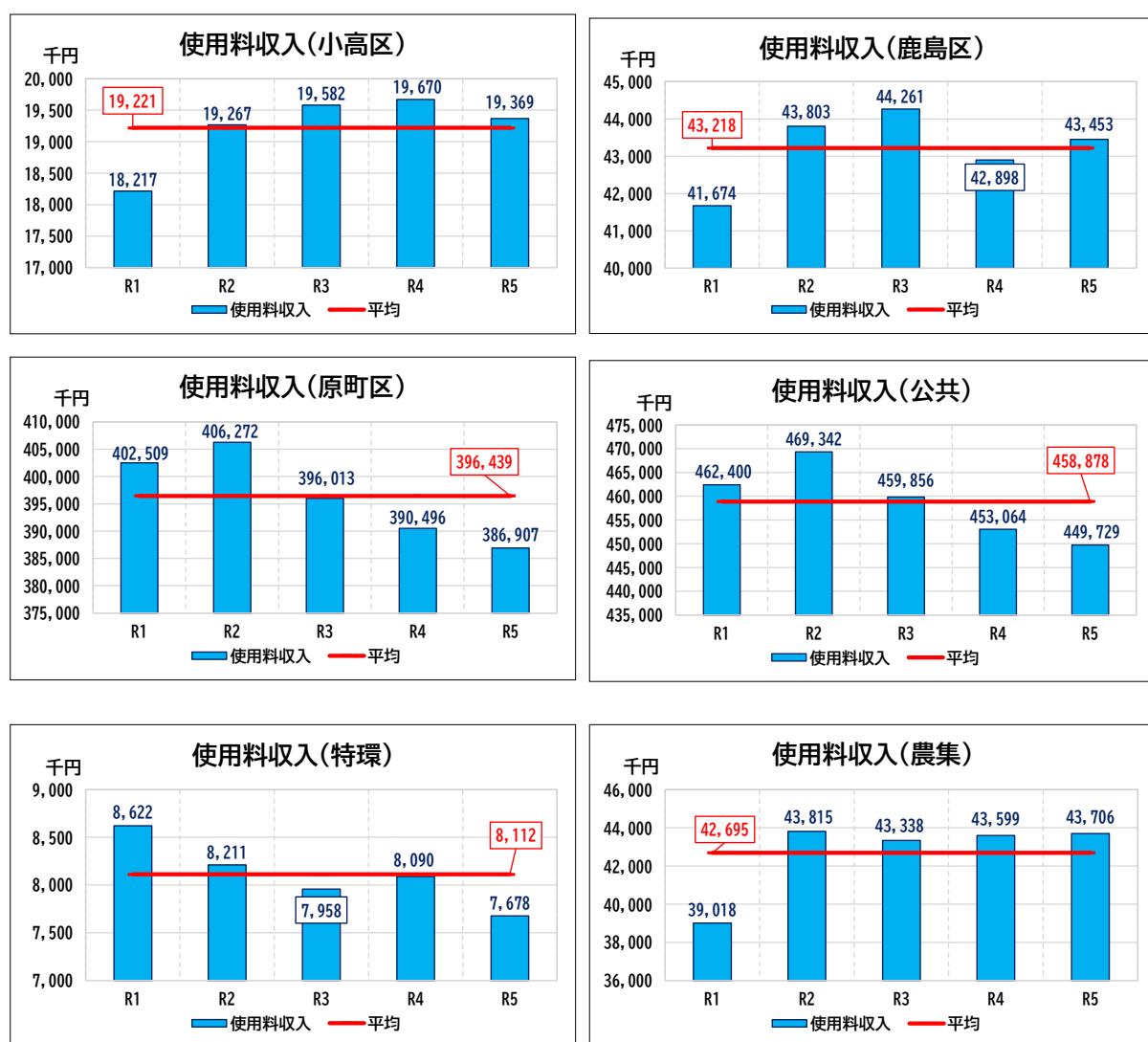
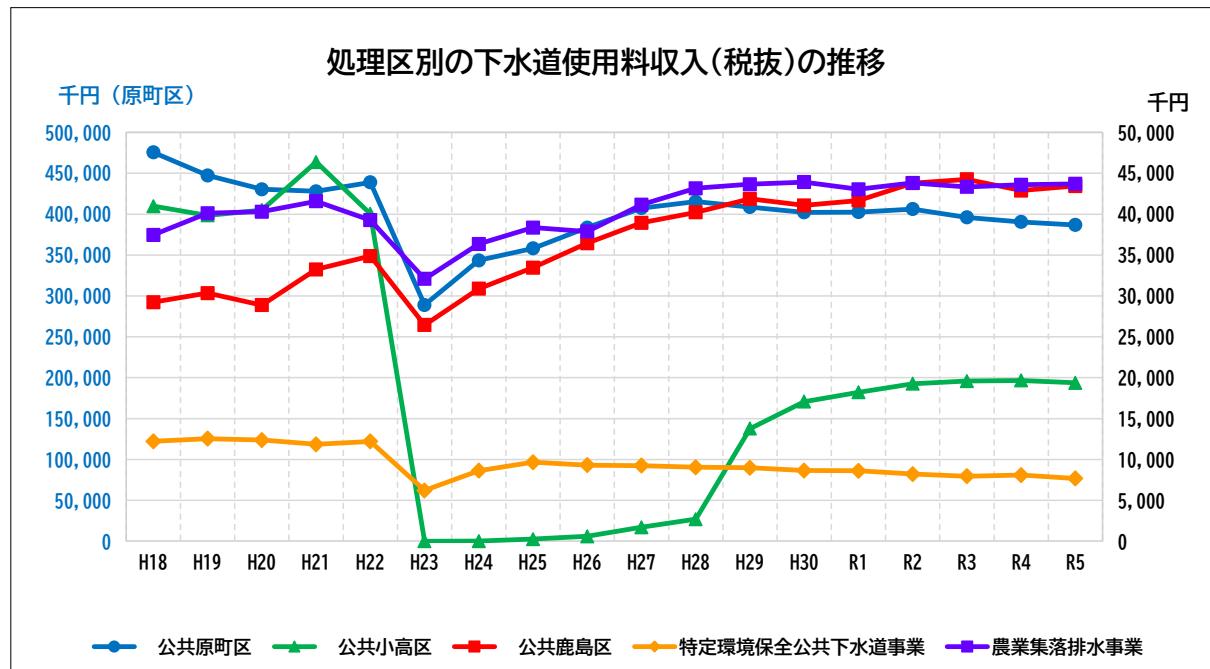


2 使用料収入の状況

本市の下水道使用料収入については、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、大きく減少しました。

その後の復旧・復興事業の進展や下水道整備区域の拡張、平成28年7月の小高区の避難指示区域解除に伴う帰還人口の増加などにより、使用料収入が震災前の水準に近づきつつありましたが、近年では居住人口の減少に伴い、再び減少に転じている状況です。



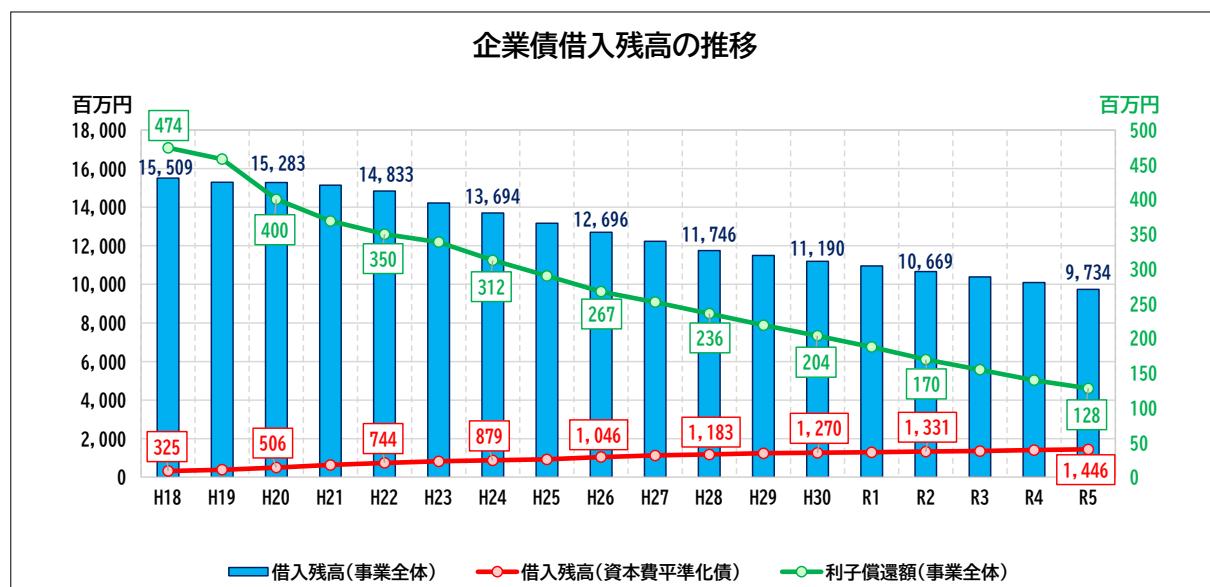


3 企業債の状況

本市の下水道事業については、下水管渠及び処理場施設等整備のピーク時に借り入れた企業債の償還が進んでおり、令和5年度末時点の借入残高は9,734,015千円となっています。

また、本市では毎年資本費平準化債(※)の借入を行っており、世代間の負担の平準化を図るとともに、運転資金を確保することで経営の安定化を図っています。

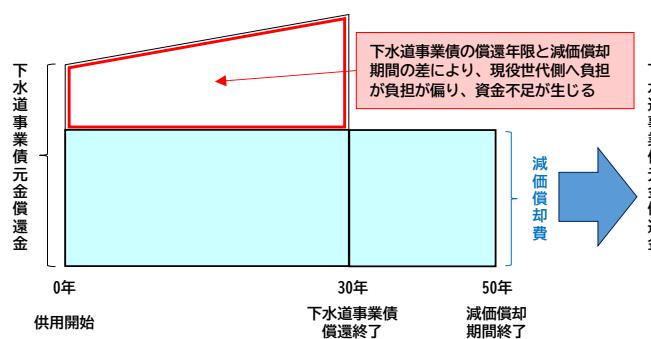
なお、企業債利子償還金の残高についても年々減少しており、企業債の償還が順調に進んでいる状況です。



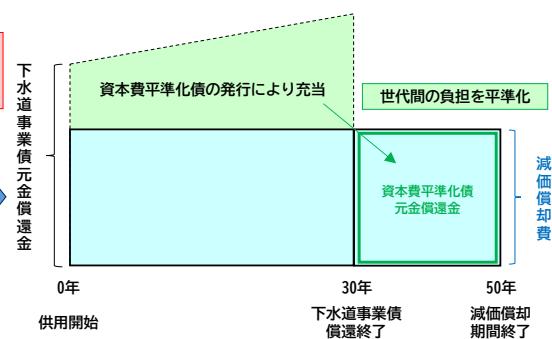
※資本費平準化債とは

- 下水道事業においては、耐用年数が30年を超えるような施設が少なくありません。
- このような施設は、減価償却を通じて建設投資(建設改良費)を使用料収入で回収する必要があります。
- しかし、下水道事業債の償還年限と減価償却期間の差により現役世代側へ負担が偏り資金不足が生じるため、世代間の負担の平準化と資金不足の解消を目的として創設されたのが資本費平準化債制度です。

【資本費平準化債を発行しない場合】



【資本費平準化債を発行した場合】

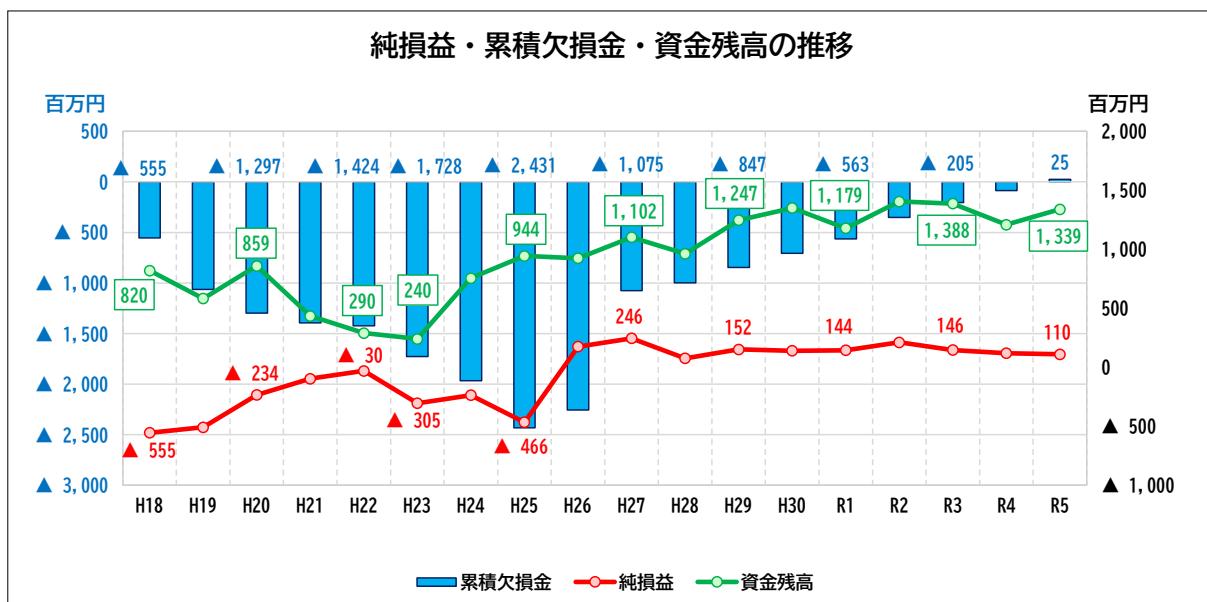


…建設投資(建設改良費)を使用料収入で回収すべき経費(=減価償却費)

4 資金残高の状況

本市の下水道事業会計における令和 5 年度末時点の資金残高は 1,338,990 千円となっております。

なお、本市では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力損害賠償金を平成 24 年度から特別利益として受入れを行っております。



5 原子力損害賠償金の受入状況

原子力損害賠償金については、東京電力が示している賠償基準に基づき賠償額を算定しており、令和5年度末時点で714,755千円(公営企業会計適用前の農集分を含む)を受け入れています。

賠償金のうち営業損害相当分にあたる逸失利益については、これまでに570,792千円を受け入れています。

また、原発事故により負担を余儀なくされた放射線検査や脱水汚泥の保管・処分等にかかる追加的費用については、これまでに143,963千円を受け入れています。

(単位:円、不課税)

	追加的費用	逸失利益	合計	種別	対象期間
合計	143,963,102	570,792,246	714,755,348		
公共	139,765,478	566,527,160	706,292,638		
小高区	9,173,070	248,916,941	258,090,011	追加的費用	H23.4.1～R4.3.31【～R3年度分まで受入済】
				逸失利益	H23.3.11～R3.3.31【～R2年度分まで受入済】
鹿島区	21,458,438	5,565,527	27,023,965	追加的費用	H23.4.1～R4.3.31【～R3年度分まで受入済】
				逸失利益	H23.3.11～H25.3.31【賠償終了】
原町区	109,133,970	312,044,692	421,178,662	追加的費用	H23.4.1～R4.3.31【～R3年度分まで受入済】
				逸失利益	H23.3.11～将来分(H26.8～H27.7×2)【賠償終了】
特環	4,134,624	0	4,134,624	追加的費用	H23.12.1～R4.3.31【～R3年度分まで受入済】
農集	63,000	4,265,086	4,328,086	追加的費用	H23.4.1～H23.11.30【賠償終了】
				逸失利益	H23.3.11～H25.3.31【賠償終了】

6 経営状況【要旨】

- 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す経常収支比率は、事業全体としてみると、過去5年間いずれも100%を上回っていますが、年々減少している状況です。
- 使用料で回収すべき経費(汚水処理費)を、どの程度使用料で賄えているかを表した経費回収率については、100%は下回っているものの、経年でみると年々改善しており、令和5年度では98.38%となっています。
- 下水道使用料収入は、東日本大震災からの復旧・復興事業の進展や下水道整備区域の拡張、小高区の避難指示区域解除に伴う帰還人口の増加などにより、震災前の水準に近づきつつありましたが、近年では、居住人口の減少に伴い、年々減少しています。
- 企業債については、下水管渠及び処理場施設等整備ピーク時に借り入れた企業債の償還が進んでおり、借入残高は年々減少しています。
- 令和5年度末時点における下水道事業会計の資金残高は1,338,990千円となっています。また、平成24年度から原子力損害賠償金の受け入れを行っており、これまでに714,755千円を特別利益として受け入れています。

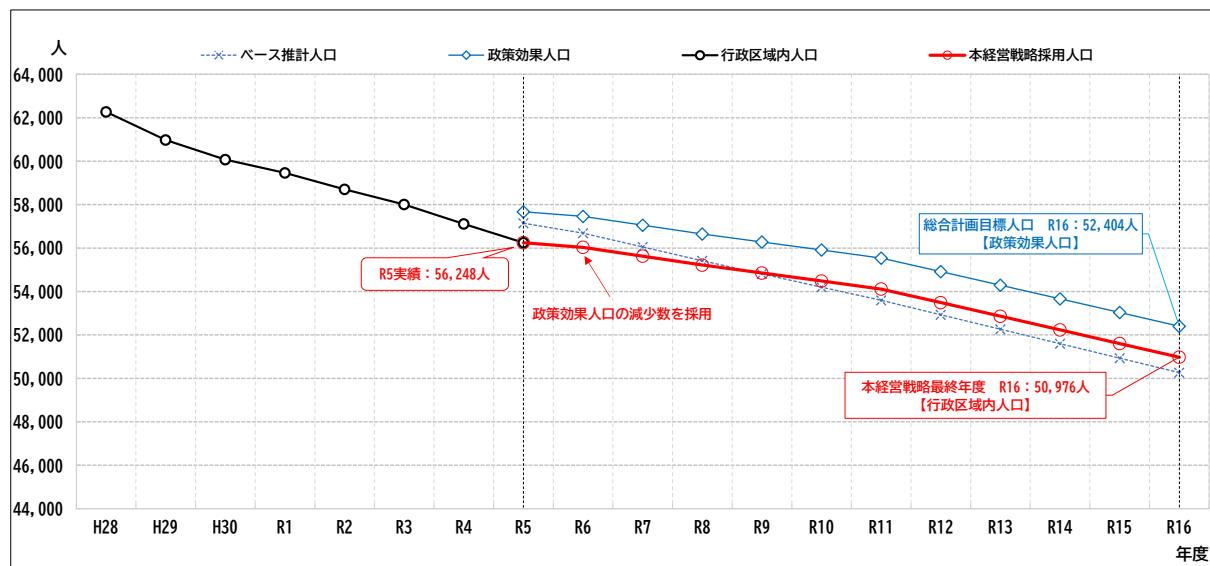
第5章 将来の事業環境予測

1 行政区域内人口の予測

南相馬市第三次総合計画では、令和2年国勢調査の結果を基に、コーホート要因法(※)を用いた将来人口の推計を行っています。

人口推計では、これまでの取組の成果が維持された場合の「ベース推計人口」と、更なる取組による効果が達成された場合の「政策効果人口」の2種類の推計を行っています。

本経営戦略における行政区域内人口の推計にあたっては、令和5年度決算における行政区域内人口56,248人をベースとして政策効果人口の減少数を採用することとします。



※コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法であり、「国立社会保障・人口問題研究所」が採用している手法

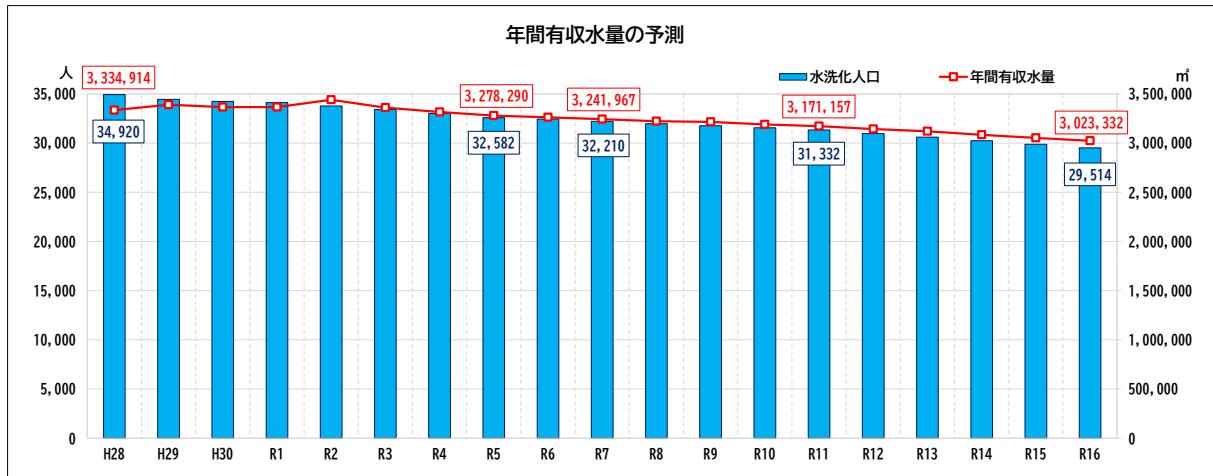
2 有収水量の予測

一般家庭等の年間有収水量予測については、行政区域内人口の予測から処理区域内人口と水洗化人口の推計を行い、「1人1日有収水量(令和5年度実績)」に年度日数を乗じて試算しました。

事業所等、工場、公衆浴場については、過去3年間の「1日平均有収水量」の平均値に年度日数を乗じて試算しました。

普及率については、公共下水道事業計画区域内の面整備が終期に近いことなどから、令和5年度実績値と同率で推移するものとして試算します。水洗化人口についても、居住人口が減少する一方で、新築等による新規接続が一定程度あると想定し、令和5年度実績値と同率で推移するものとして試算します。

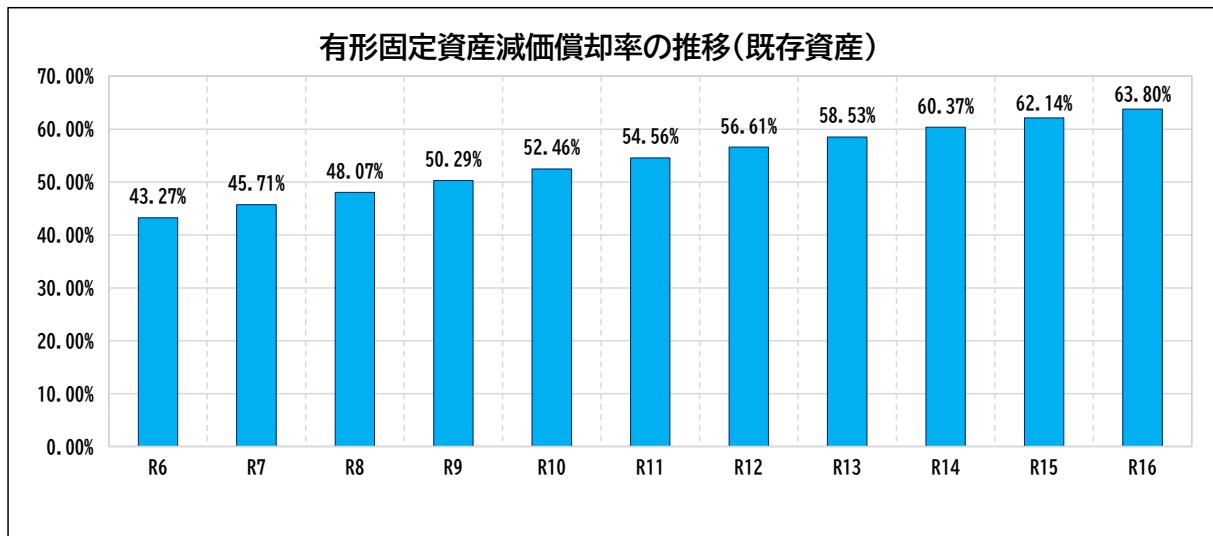
試算の結果、居住人口の減少に伴い、計画期間終期の令和16年度には、令和5年度と比較して約254,958m³減少する見通しとなっています。



3 施設の見通し

供用開始の早い原町第一下水処理場に加え、今後は小高浄化センター(平成9年供用開始)、鹿島浄化センター(平成12年供用開始)が本格的な施設更新時期となってくることから、更新需要が高まつくることが見込まれています。

また、既存資産に係る有形固定資産減価償却率(※)の見通しは以下のとおりであり、施設の老朽化に伴う修繕費など維持管理費の増大も懸念されます。



$$\text{※有形固定資産減価償却率(%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

4 組織の見通し

本市では、行政職・技術職問わず、職員数が年々減少している状況です。

下水道課においては、8名の技術職の職員のうち2名が災害派遣職員で構成されており、第2期復興・創生期間(令和3年度～令和7年度)後の令和8年度以降、益々の人員不足が懸念されています。

加えて、下水道法第22条に定められた、設計・監督員の資格要件を満たす職員が、市職員全体でも非常に少なく、資格要件を満たす人員の確保が難しい状況が今後も予想されています。

下水道の設計等に係る資格制度の趣旨

- 下水道の施設である処理施設、ポンプ施設及び排水施設の設計・工事の監督管理や維持管理が適切に行わなければ、市街地の浸水、汚水の溢水や公共用水域の汚染といった重大な被害や人命に関わる被害を及ぼす恐れがあります。
- これらの業務については、特殊かつ高度な技術的能力を必要とするため、一定の資格を必要としています。(下水道法第22条)
- これに基づき、下水道法施行令において、排水施設、処理施設及びポンプ施設に係る設計、工事監督管理、維持管理に係るそれぞれの資格において、学歴や実務経験による必要な技術上の要件を定めています。(下水道法施行令第15条等)

5 将来の事業環境【要旨】

- 市内の居住人口の減少により有収水量は年々減少していく見通しであり、それに伴って下水道使用料収入も年々減少していく見通しです。
- 供用開始の早い原町第一下水処理場に加え、今後は小高浄化センターと鹿島浄化センターが本格的な更新時期となってくることから、更新需要が高まってくる見込みです。
- 既存の施設・設備の老朽化が進行し、修繕費など維持管理費の増大が懸念されます。
- 行政職・技術職問わず、職員数が年々減少している状況であり、特に下水道法第22条に定められた設計・監督員の資格要件を満たす職員が非常に少なく、人員の確保が難しい状況が今後も予想されます。

第6章 経営の基本方針

1 経営課題の整理

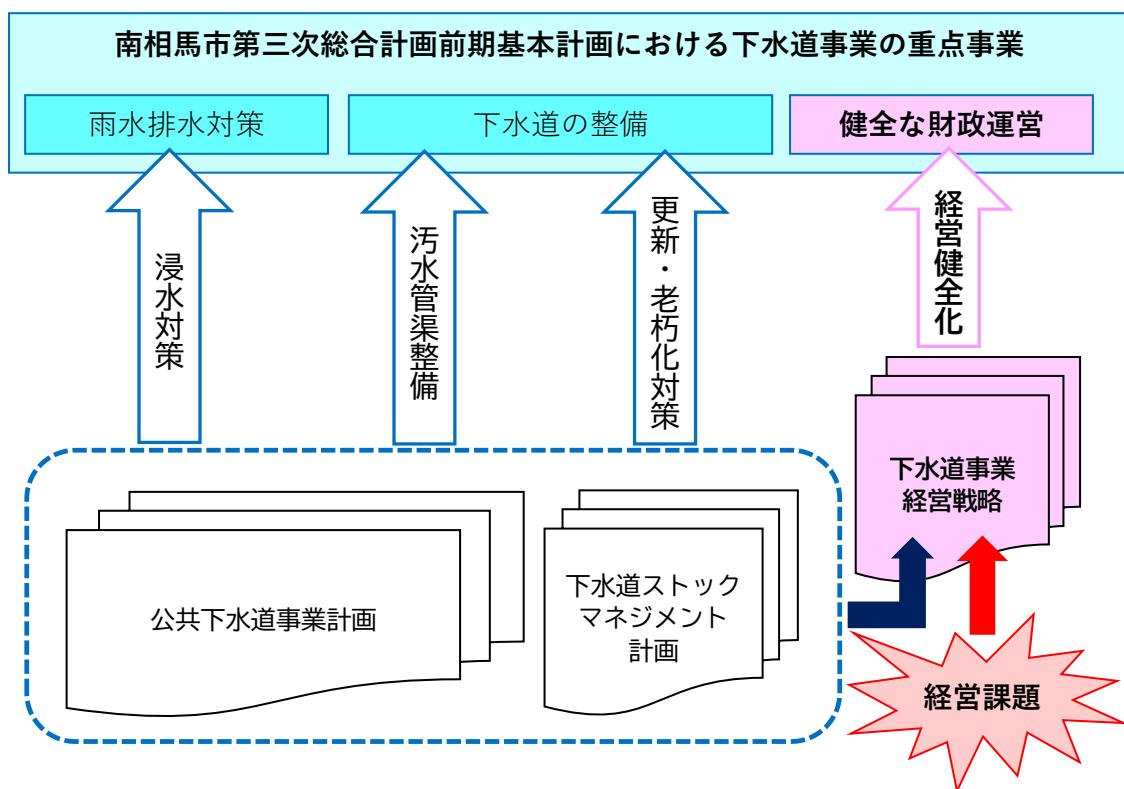
- 市内居住人口の減少により、下水道使用料収入が年々減少しており、人口推計や有収水量の予測から、減少傾向は続いている見通しです。
- 本市の下水道処理施設は、特に供用開始の早い原町区において施設の老朽化が進んでいます。今後は、小高区・鹿島区でも施設の更新需要が高まってくる見通しです。
- 施設の老朽化に伴い、近年では機械設備の故障が相次いでおり、現状復旧にかかる修繕費が増加しています。この傾向は今後も続いていることが予想されます。
- 今般の物価高騰及びエネルギー価格高騰等の影響により、処理施設を運営していくための維持管理費が増加しており、今後も同様の傾向が続く可能性が予想されます。
- 下水道事業に携わる人員が減少しており、特に下水道法第22条に定められた設計・監督員の資格要件を満たす人員の確保が難しい状況です。

2 南相馬市第三次総合計画と現行の事業計画との関係

本市の下水道事業では、南相馬市第三次総合計画前期基本計画に定める政策の柱5【都市基盤・環境・防災】・基本施策11「都市基盤」のうち、「雨水排水対策の推進」と「下水道の整備」を重点目標として事業を行っています。

これらの実現に向け、本市の下水道事業では、「公共下水道事業計画」と「下水道ストックマネジメント計画」を策定しています。

本経営戦略は、本市の下水道事業が抱えている経営課題に対応していくとともに、これらの計画を投資・財政計画へ反映させることとし、これをもって、南相馬市第三次総合計画前期基本計画政策の柱6【地域活動・行財政】・基本施策16「行財政」のうち、「健全な財政運営(公営企業等の経営健全化)」を実現するための計画と位置付けます。



(1)公共下水道事業計画

本市の公共下水道事業では、小高処理区 176.0ha、鹿島処理区 133.3ha、原町第一処理区 1,010.9ha の計 1,320.2ha を事業認可区域として順次整備を行ってきました。

現行の計画では、事業計画の目標年次を令和 7 年 3 月 31 日(※延伸予定)としており、令和 5 年度までに小高処理区 147.5ha(整備率 83.8%)、鹿島処理区 110.5ha(整備率 82.9%)、原町第一処理区 824.2ha(整備率 81.5%)の整備を完了しています。

【投資計画に反映する事業】

- ・雨水排水対策事業
- ・汚水管渠整備事業



(2)下水道ストックマネジメント計画

下水道ストックマネジメント計画とは、膨大な下水道施設(ストック)の老朽化の進行状況を予測し、リスク評価により優先順位付けを行った上で、点検・調査及び修繕・改築を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理(マネジメント)していくための計画です。

本市では、これらの計画を実施した上で、結果の評価及び見直しを行うとともに、施設情報を蓄積することで、ストックマネジメントの精度向上を図るため、毎年見直しを行っています。

処理場及びポンプ場については、令和 6 年度に施設全体のリスク評価を踏まえた計画の再構築を行った後、優先度の高い部分から実施計画を策定し、順次改築・更新工事を実施していくこととしています。

【投資計画に反映する事業】

- ・改築更新事業
(管路施設、処理場施設、ポンプ場施設)



3 基本方針

南相馬市第三次総合計画では、今後 8 年間のまちづくりの基本姿勢として「つなぐ」「よりそう」「いどむ」の 3 つを掲げています。

本経営戦略では、本市の下水道事業が抱える経営課題や南相馬市第三次総合計画に掲げるまちづくりの基本姿勢を踏まえ、経営の基本方針を次のように設定します。

南相馬市下水道事業経営戦略の基本方針

次の世代へ“つなぐ”下水道経営

第7章 経営健全化の取組

本市の下水道事業では、本経営戦略に掲げる基本方針を実現するため、安定した収入を確保していくとともに、PPP/PFI 手法の活用による業務体制の見直しなど支出削減への取組を行っていきます。

1 下水道使用料の適正化

本市の下水道使用料については、平成 21 年度の改定以降、改定を行っていない状況です。しかし、市内居住人口の減少に加え、今般の物価高騰及びエネルギー価格高騰等の影響により、使用料収入で維持管理費を賄うことが難しい状況となりつつあります。

また、各区の使用料体系(単価)が統一されていない状況であり、使用料体系の統一も含めた検討が必要です。

今後は、定期的に使用料水準を検証し、適正な使用料を算定したうえで、必要に応じて使用料の改定を行っていきます。

2 広域化・共同化の実施及び検討

将来にわたり持続可能な下水道事業を運営していくためには、より効果的な施設計画や維持管理の在り方が求められます。

福島県が令和 5 年 3 月に策定した『福島県汚水処理事業広域化・共同化計画』において、本市では「処理施設の統廃合」、「汚水処理の共同化」、「維持管理の共同化」を検討していくこととしています。

広域化・共同化については、近隣自治体と情報共有を行い、汚泥の処分等について、より経済的で再資源化に寄与できる体制の検討を行っていきます。

3 包括的民間委託【処理場施設管理】

包括的民間委託は、維持管理に関する複数の業務を一括で発注することにより、経費の削減や職員の事務負担軽減を図ることが期待される手法です。

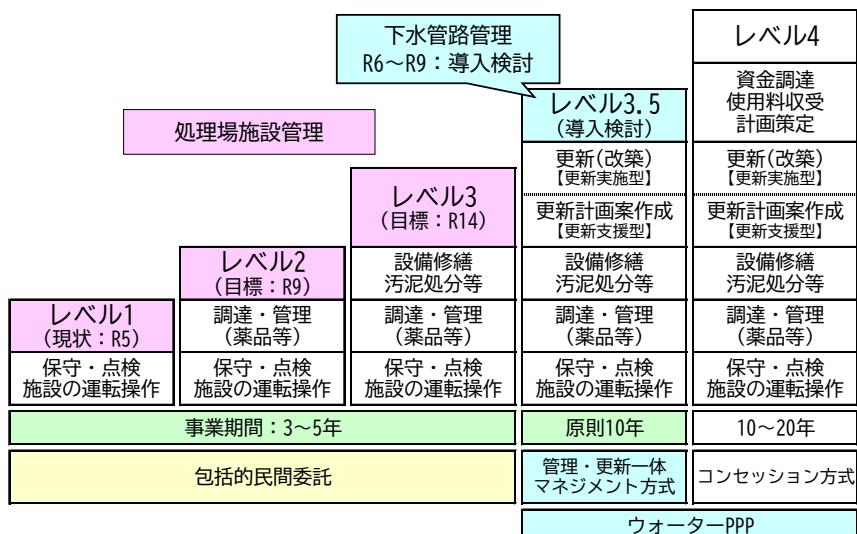
本市では、処理施設の維持管理業務を複数年契約で民間事業者へ委託していますが、現在は施設の運転操作や保守点検等の委託(レベル1程度)となっています。

今後は、段階的に薬品等の調達・管理等の業務委託(レベル2程度)、設備修繕・汚泥処分等の業務委託(レベル3程度)の導入を目指していきます。

4 ウォーターPPPの導入検討【下水管路管理】

ウォーターPPP(Public Private Partnership)とは、行政(Public)が行う各種の行政サービスを、行政と民間(Private)が連携(Partnership)し民間の持つノウハウや技術を活用することにより、経費の削減や事務負担軽減を図ろうとする考え方です。

本市の下水道事業においては、下水管路の管理について、ウォーターPPP導入にかかる検討を行い、執行体制の確保や効率的な事業運営を目指していきます。



●管理・更新一体マネジメント方式

- 施設の維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式
- 同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、これに基づく更新(改築)の結果、維持管理の効率化を図るもの

●公共施設等運営(コンセッション)方式

- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- 公共主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供を図るもの

第8章 投資・財政計画(収支計画)

前章までに整理した現状と課題や経営状況の現状分析、将来予測及び経営の基本方針を実現するための取組などを踏まえ、本市の下水道事業における投資・財政計画を策定し、巻末に掲載します。

この章では、投資・財政計画策定にあたっての基本的な考え方を整理し、本経営戦略の計画期間内における試算結果を示します。

また、本市の使用料体系における課題と適正な使用料水準の考え方も整理した上で、本市の下水道事業における経費回収率向上に向けたロードマップを作成することとします。

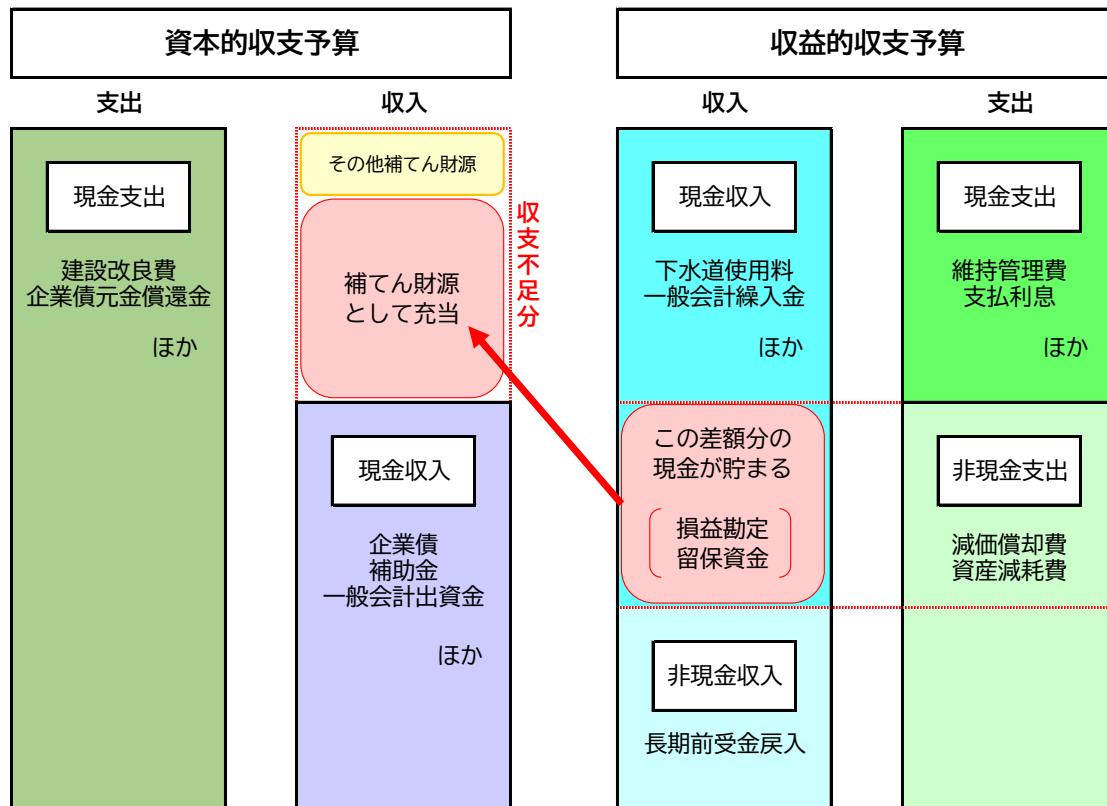
1 下水道事業会計の構造

下水道事業はインフラ整備の側面が強く、初めに設備投資を行い、その後減価償却を通じて、複数年度にわたって使用料等により投資の回収を行うという会計構造になっています。

したがって、今後の投資費用を試算することが投資・財政計画の作成に必要となりますので、まず計画期間内の投資額を試算したのち、それに伴い発生する維持管理費等の費用を試算することとします。

なお、本市の下水道事業が採用している公営企業会計の予算は、地方公営企業法により「収益的収支予算」と「資本的収支予算」の2つの予算で構成されています。

下水道事業会計(公営企業会計)の構造



2 主な投資費用及び財源(資本的収支)の試算における考え方

(1)投資費用【建設改良費】

本市の下水道事業では、南相馬市第三次総合計画に掲げる重点事業として、雨水排水対策事業、施設改築・更新事業、汚水管渠整備事業を行っています。

計画期間内の各事業については、以下の方針により投資費用の試算を行っております。

◆雨水排水対策事業

本市では、近年激甚化している台風やゲリラ豪雨等による市街地の冠水被害等を踏まえ雨水排水対策を推進しており、雨水涵渠の整備費用として、計画期間内に約14億円の投資を見込んでいます。

◆施設改築・更新事業

南相馬市下水道ストックマネジメント計画に基づく施設の改築・更新費用として、計画期間内に約32億円の投資を見込んでいます。

◆汚水管渠整備事業

汚水管渠の整備費用については、現在の公共下水道事業計画区域内の面整備が終期に近いことなどから減少していく見通しであり、計画期間内に約2億円の投資を見込んでいます。

(2)投資財源

①企業債

◆下水道事業債(建設改良債)

建設改良費の財源の一部として、本市では下水道事業債(建設改良債)を借り入れています。

計画期間内の収支予測では、減価償却費等の非現金支出によって、補てん財源(内部留保資金)が一定程度確保される見通しであり、企業債の充当率を80%として試算しています。

なお、借入条件については、下水管渠などの構築物については30年元利均等償還(据え置き期間5年)、処理場などの機械設備については20年元利均等償還(据え置き期間5年)とし、利率はいずれも1.00%で試算しています。

◆資本費平準化債

本市では、世代間の負担の平準化を図るため、毎年資本費平準化債を借り入れており、計画期間内についても継続して借り入れることとして試算しています。

なお、借入条件については、令和6年度の対象償却資産の平均残存耐用年数(公共24年、特環18年、農集30年)を償還期間として採用し、元利均等償還(据え置きなし)、利率1.00%で試算しています。

②補助金

国庫及び県補助金の額については、各年度の事業計画にかかる事業費について、充当可能額(補助対象事業として国に要望可能な額)を満額計上することとします。

補助対象事業費の算出にあたっては、現在の補助制度が継続するものとして試算しています。

ただし、今後の国の動向によっては補助内容が変更となる可能性があります。また、内示割れにより要望した補助金の一部しか交付されない場合があります。

③出資金

出資金は、総務省の繰出基準に基づき一般会計から繰り入れる一般会計出資金(基準内)と資本的収支不足額に収益的収支の黒字分を充当してもなお不足する額を一般会計から繰り入れる一般会計出資金(基準外)に分けられます。

一般会計出資金(基準内)については、繰入対象の企業債元金償還額の減少に伴い、年々減少していく見通しです。

一方、一般会計出資金(基準外)については、計画期間内は繰入しないこととして試算しています。

3 投資以外の主な経費及び財源(収益的収支)の試算における考え方

(1)営業費用

①職員給与費

職員給与費については、令和3年から令和5年までの3カ年の人事院勧告の傾向を踏まえ、前年度の職員給与費から年0.50%ずつ上昇するものとして試算しています。

なお、令和9年度から包括的民間委託レベル2相当を実施することで職員数が2名減、令和14年度からレベル3相当の実施を行うことで職員数が1名減となることを想定して職員給与費を試算しています。

②動力費

動力費(電気代等)については、本市の下水道事業における維持管理費の中でも大きなウエイトを占めています。

よって、将来値の設定にあたっては、全国総合消費者物価指数(電気代)の令和元年から令和5年までの5カ年の平均0.87%を参考とし、年間1.00%ずつ上昇していくものとして試算します。

設定方法は、前年度の動力費単価に上昇率1.00%と年間総処理水量の予測値を乗じて算定することとします。

③修繕費及び委託料

修繕費と委託料については、機械の故障による緊急的な修繕やオーバーホール等の業務委託の予測が難しいことから、物価高騰が顕著となってきた令和4年度と令和5年度決算額の平均値を採用することとします。

④減価償却費

減価償却費の試算については、令和5年度までに取得している償却資産の将来値と、令和6年度以降投資を見込んでいる償却資産を合わせて算出しています。

なお、耐用年数については、下水管渠50年(償却率0.020)、機械設備15年(0.066)としています。

(2)営業外費用

①企業債利子償還金

企業債利子償還金については、令和5年度までに借りている企業債の利子償還金と、投資財源として令和6年度以降の借り入れを想定している企業債に応じた利子償還金を合わせて算出しています。

(3)営業収益

①下水道使用料

使用料収入は、年間有収水量に有収水量1m³あたりの使用料収入である「使用料単価(円/m³)」を乗じることで算定することができます。

本経営戦略では、令和5年度の使用料単価(実績)と同水準で推移していくものとして、使用料収入の試算を行いました。

なお、本経営戦略では、使用料改定を行わない場合、計画期間内にどのような見通しとなるか示した上で、経費回収率向上に向けたロードマップにて目標改定率を設定し、巻末資料に使用料を改定した場合の投資・財政計画も併せて掲載することとします。

②他会計負担金

営業収益に計上する他会計負担金は、総務省が示す繰出基準で一般会計からの繰入が認められている、汚水処理以外に要した経費相当額です。

将来値の試算にあたっては、令和 6 年度の繰出基準の条件が維持されるものとして試算することとします。

(4) 営業外収益

①他会計負担金

営業外収益に計上する他会計負担金は、総務省が示す繰出基準で一般会計からの繰入が認められている、利子償還金及び減価償却費等の資本費にかかる経費相当額です。

将来値の試算にあたっては、令和 6 年度の繰出基準が維持されるものとして試算することとします。

②長期前受金戻入額

長期前受金戻入額とは、建設改良事業の財源として交付された補助金などを充当対象の償却資産が減価償却することに併せて収益化するものです。

将来値の試算については、令和 5 年度までに取得している償却資産見合いの長期前受金と、令和 6 年度以降投資を見込んでいる償却資産見合いの長期前受金を収益化(戻入)するものとして試算しています。

(5) 特別利益

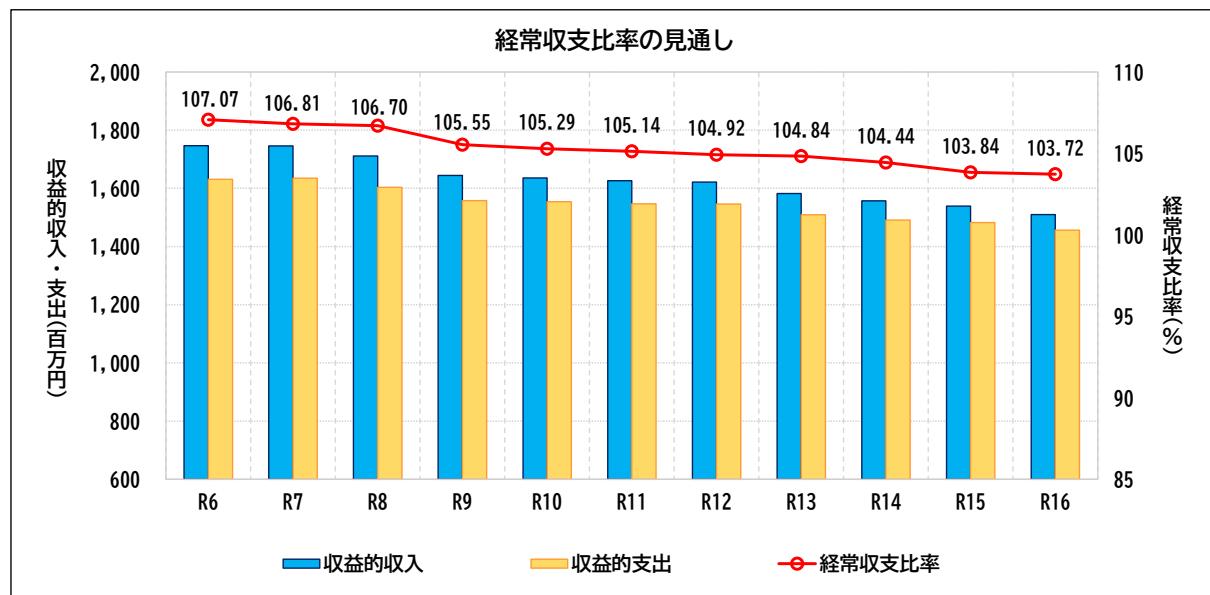
本市の下水道事業では、特別利益として東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、原子力損害賠償金の受入を行っています。

本経営戦略における投資・財政計画では、今後の賠償金の試算が困難であることから、賠償金の受入がないものとして試算することとします。

4 主な経営指標等の見通し(試算結果)

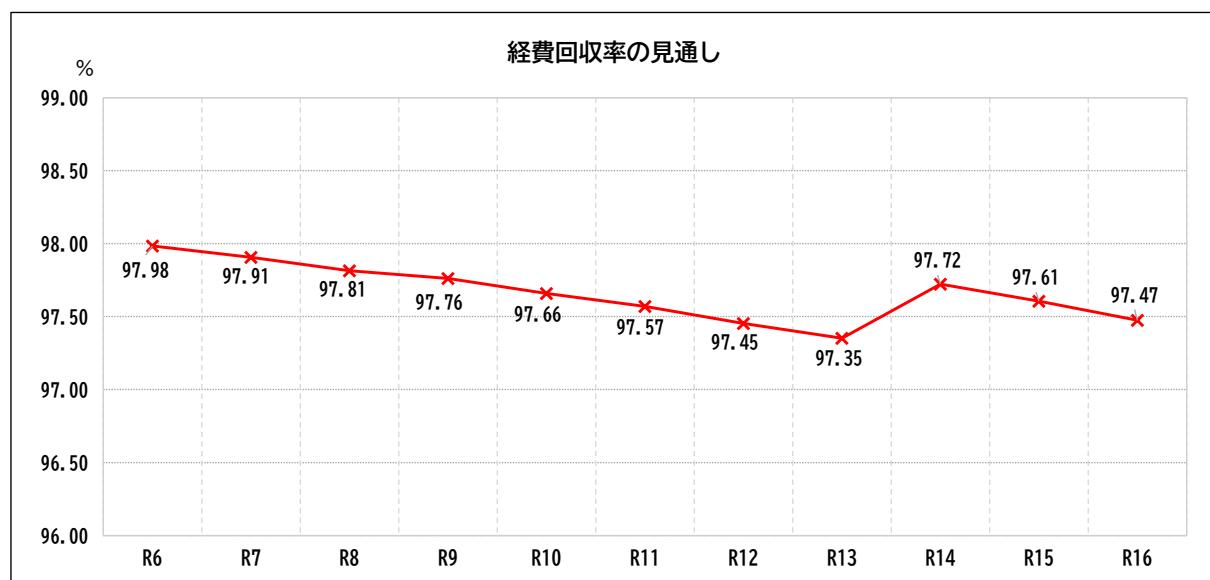
(1) 経常収支比率

事業全体としては、健全経営の水準とされる 100%以上を維持できる見通しとなっています。主な要因は、使用料収入が減少し維持管理費が増加していくものの、減価償却費や企業債利子償還金が減少していくことによるものです。



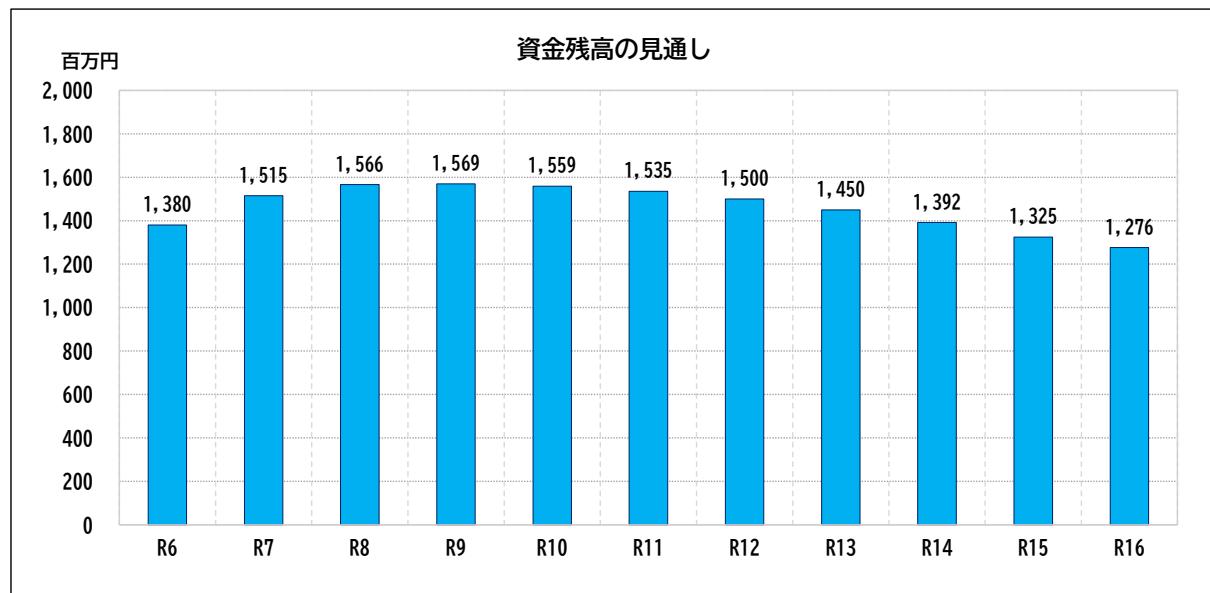
(2) 経費回収率

事業全体としては、適正な使用料水準とされる 100%は下回りますが、90%台後半は維持することができる見通しです。主な要因は、汚水処理に要する資本費(企業債利子、減価償却費)の減少によるものです。



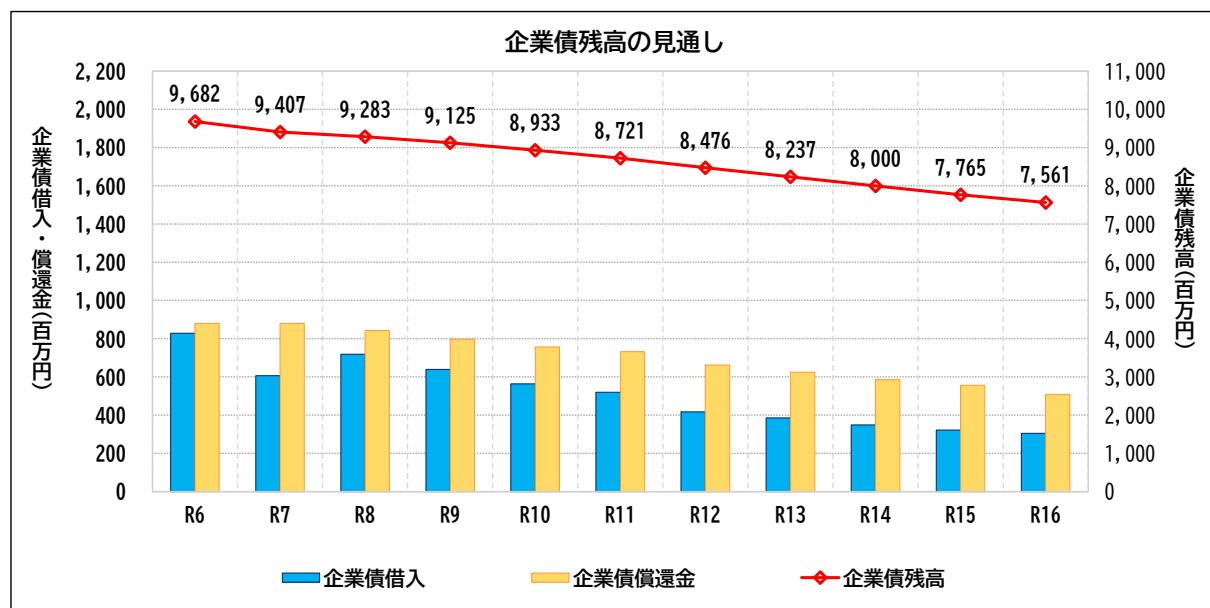
(3)資金残高

資金残高は12～15億円台を推移する試算となり、一定程度の現金預金の保有を維持できる見通しとなっています。



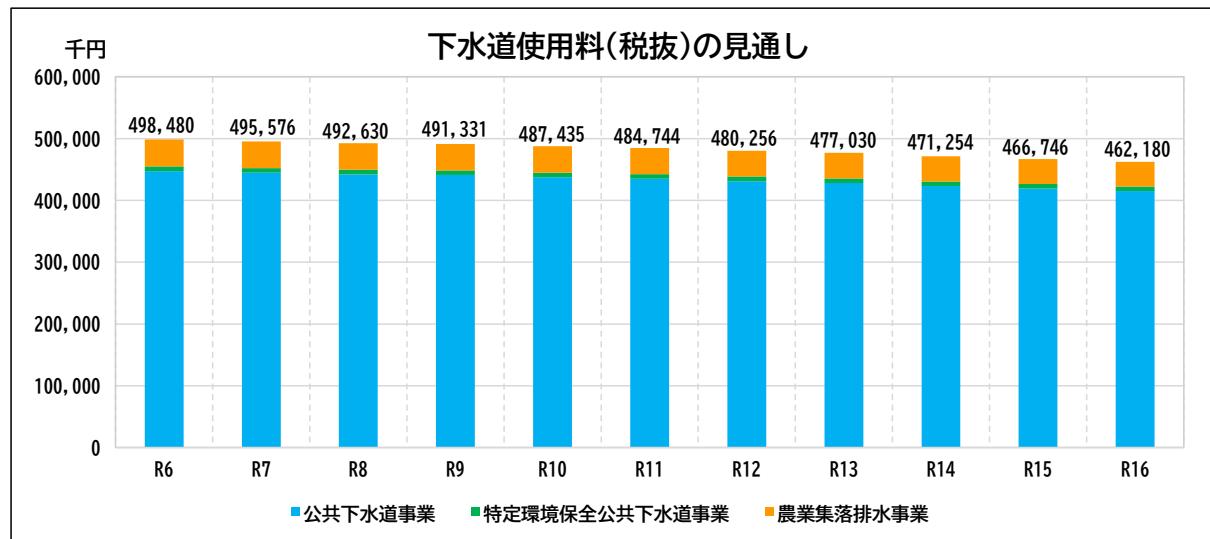
(4)企業債残高

企業債については、下水管渠及び処理場施設等整備のピーク時に借り入れた企業債の償還が進んでいくことや、計画期間内の借入額を事業費の8割とすることにより、今後も順調に償還が進んでいく見通しです。



(5)下水道使用料

下水道使用料については、有収水量の減少とともに毎年減少していき、計画期間の最終年度である令和16年度には、令和5年度決算額と比較して約38,932千円減少する見通しです。



- 経常収支比率については、下水道使用料収入が減少し維持管理費が増加していくものの、減価償却費や企業債利子償還金などの費用が減少することなどから、健全経営の目安である100%以上を維持することができる見通しです。
- 経費回収率については、適正な使用料水準である100%は下回るもの、汚水処理に要する資本費が減少することで90%台後半を維持できる見通しです。
- 資金残高については、10億円台を維持できる見通しであり、企業債の償還も順調に進んでいく見込みとなっています。

- 事業全体としては、概ね健全経営を維持できる見通しとなりました。
- 一方で、各区で異なる使用料体系や事業別でみた場合の経営指標のギャップなど、本市の下水道事業が抱える特有の問題及び課題への対応が必要です。

5 本市の使用料体系における課題

本市の下水道事業については、合併前の旧市町単位で異なる使用料体系となっています。平成21年度に各区の従量使用料の水量区分を統一する改定を行いましたが、それ以降については、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により使用料の改定を見送っている状況です。

なお、合併協議会での調整方針としては「合併後に設置される審議会において、使用料の改定と統一を“検討”していく」とこととされています。

本経営戦略の改定にあたり、現在の使用料水準を維持した状態で各区の使用料体系を統一した場合の影響について検証を行いました。統一した場合の使用料体系は以下のとおりです。

使用料体系の設定にあたっては、日本下水道協会発行「下水道使用料算定の基本的な考え方(2016年度版)」に基づき算定しており、各区の水量区分に属する使用者の調定件数割合に応じて、機械的に改定率の割当を行っています。(※全体としてみると使用料水準が維持されるように設定しています。)

(1ヶ月あたり・税抜、単位：円)			
現在の使用料体系		使用料水準を維持して統一した場合	
汚水量	単価		
	小高区	鹿島区	原町区
5m ³ まで	1,200	1,200	1,050
6 m ³ ~ 10 m ³	20	105	91
11 m ³ ~ 20 m ³	140	110	97
21 m ³ ~ 50 m ³	150	115	120
51 m ³ ~ 100 m ³	180	127	140
101 m ³ ~ 200 m ³	208	128	165
201 m ³ ~ 500 m ³	209	129	200
501 m ³ ~ 1,000 m ³	210	131	220
1,001 m ³ ~ 1,500 m ³	211	155	245
1,501 m ³ ~	213	165	260

- 検証の結果、各区及び各水量区分に属する使用者間で、実質引き上げになる使用者と引き下げになる使用者が出ており、各区の改定率にもばらつきが生じることとなりました。

➤ 使用料体系の統一については、各区の負担の平準化を意識しつつ、今後段階的な統一を検討していくこととします。

使用料体系を統一した場合の影響

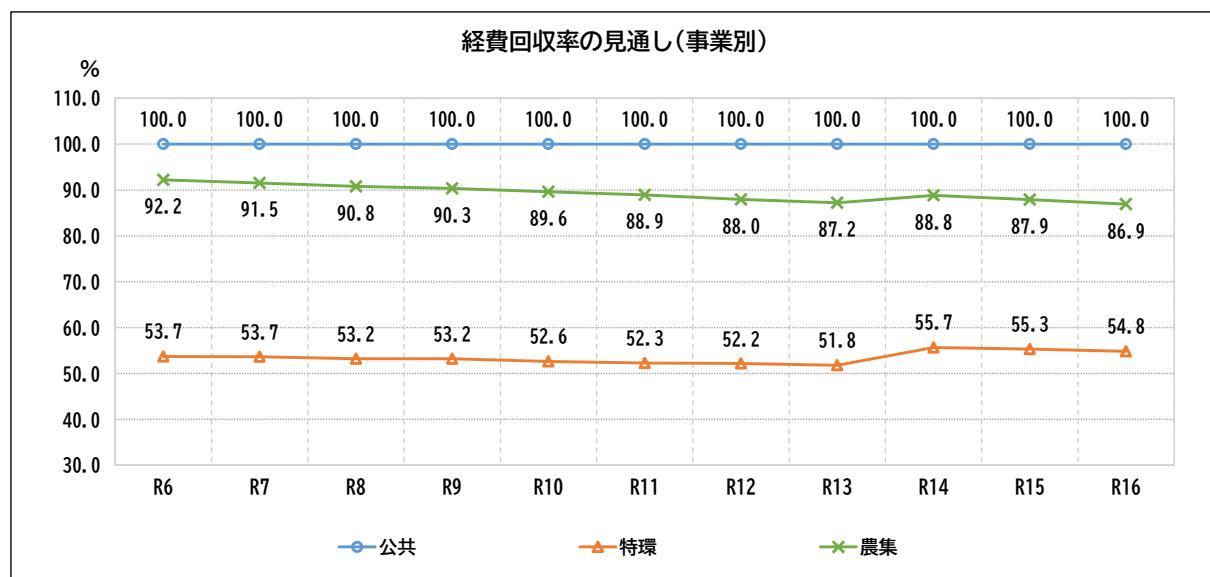
(1ヶ月あたり・税抜、単位：円)

汚水量		小高区	鹿島区	原町区	特環	農集
5m ³ まで	現行	1,200	1,200	1,050	1,050	1,200
	統一	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
	影響額	▲ 130	▲ 130	20	20	▲ 130
10m ³ 使用 (0~10m ³)	現行	1,300	1,725	1,505	1,505	1,725
	統一	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
	影響額	230	▲ 195	25	25	▲ 195
	(使用者比率)	32.4%	24.3%	29.7%	20.3%	22.8%
20m ³ 使用 (11~20m ³)	現行	2,700	2,825	2,475	2,475	2,825
	統一	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
	影響額	▲ 190	▲ 315	35	35	▲ 315
	(使用者比率)	23.3%	19.5%	20.9%	16.5%	19.7%
40m ³ 使用 (21~40m ³)	現行	5,700	5,125	4,875	4,875	5,125
	統一	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930
	影響額	▲ 770	▲ 195	55	55	▲ 195
	(使用者比率)	27.0%	25.3%	23.2%	20.3%	28.0%
100m ³ 使用 (41~100m ³)	現行	16,200	12,625	13,075	13,075	12,625
	統一	13,190	13,190	13,190	13,190	13,190
	影響額	▲ 3,010	565	115	115	565
	(使用者比率)	12.8%	16.2%	13.3%	9.9%	21.3%
200m ³ 使用 (101~200m ³)	現行	37,000	25,425	29,575	29,575	25,425
	統一	29,790	29,790	29,790	29,790	29,790
	影響額	▲ 7,210	4,365	215	215	4,365
	(使用者比率)	1.8%	2.7%	2.9%	4.5%	2.9%
400m ³ 使用 (201~400m ³)	現行	78,800	51,225	69,575	69,575	51,225
	統一	69,990	69,990	69,990	69,990	69,990
	影響額	▲ 8,810	18,765	415	415	18,765
	(使用者比率)	1.9%	3.3%	2.8%	7.0%	2.6%
1,000m ³ 使用 (401~1,000m ³)	現行	204,700	129,625	199,575	199,575	129,625
	統一	200,590	200,590	200,590	200,590	200,590
	影響額	▲ 4,110	70,965	1,015	1,015	70,965
	(使用者比率)	0.7%	5.6%	3.5%	19.7%	2.7%
2,000m ³ 使用 (1,001~2,000m ³)	現行	416,700	289,625	452,075	452,075	289,625
	統一	430,090	430,090	430,090	430,090	430,090
	影響額	13,390	140,465	▲ 21,985	▲ 21,985	140,465
	(使用者比率)	0.0%	2.6%	2.5%	1.7%	0.0%
3,000m ³ 使用 (2,001~3,000m ³)	現行	629,700	454,625	712,075	712,075	454,625
	統一	643,090	643,090	643,090	643,090	643,090
	影響額	13,390	188,465	▲ 68,985	▲ 68,985	188,465
	(使用者比率)	0.0%	0.3%	0.8%	0.0%	0.0%
4,000m ³ 使用 (3,001m ³ ~)	現行	842,700	619,625	972,075	972,075	619,625
	統一	856,090	856,090	856,090	856,090	856,090
	影響額	13,390	236,465	▲ 115,985	▲ 115,985	236,465
	(使用者比率)	0.0%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%

※着色部分が、使用料体系統一により負担増となる水量区分

6 適正な使用料水準の考え方

公共下水道事業(小高区・鹿島区・原町区)については、経費回収率100%を維持できる見通しとなっている一方で、特定環境保全公共下水道事業(原町区)と農業集落排水事業(鹿島区)の経費回収率は低い状況であり、計画期間内についても低水準を推移する見通しとなっています。



- 事業全体として経費回収率を100%以上とするためには、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の使用料を大幅に引き上げる必要がありますが、そうすると鹿島区と原町区に住んでいる使用者間で不公平感が生じることとなってしまいます。

➤ 本市の下水道事業では、事業別・処理区分ではなく、下水道事業全体として適正な使用料水準の維持・向上を目指していくとともに、将来的な事業の統廃合についても検討を進めていきます。

7 経費回収率向上に向けたロードマップ

主な経営指標等の見通しや本市の使用料体系の課題、適正な使用料水準の考え方を踏まえ、以下のとおり経費回収率向上に向けたロードマップを作成しました。

経費回収率については、事業全体における令和5年度実績と同等の水準を維持しながら、さらなる向上を目指すこととし、計画期間内に10%程度の改定を見込んで作成しています。

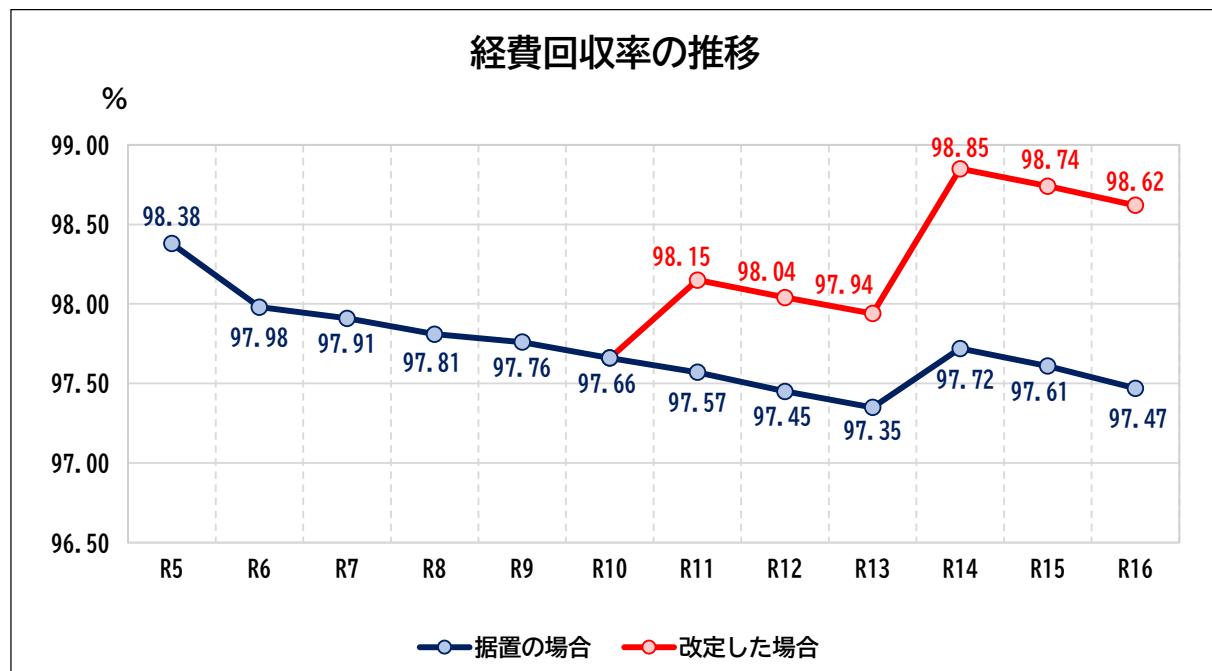
なお、本経営戦略の計画期間内における投資・財政計画(収支計画)の試算結果より、当面の健全経営は維持することができる見通しであることから、令和7年度から令和10年度までの4年間は使用料の負担水準を維持することとしますが、本市の特有の課題である各区で異なる使用料体系の統一に向け、段階的統一を含めた複数パターンの試算を行っていきます。

試算の結果によっては、使用料体系統一に向けた改定(使用料の負担水準は維持)も視野に入れながら、令和17年度の使用料体系統一を目指していきます。

また、この経費回収率向上に向けたロードマップについては、今後の下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、適宜見直しを行っていくものとします。

	実績		見込												
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
経費回収率【据置】	98.38	97.98	97.91	97.81	97.76	97.66	97.57	97.45	97.35	97.72	97.61	97.47			
経費回収率【改定】							98.15	98.04	97.94	98.85	98.74	98.62			
改定率							5.0			5.0					
経常収支比率【据置】	103.71	107.07	106.81	106.70	105.55	105.29	105.14	104.92	104.84	104.44	103.84	103.72			
経常収支比率【改定】							105.30	105.08	105.00	104.77	104.17	104.05			
経営戦略見直し		●				●			●			●			
計画期間			—————									—————→			
使用料体系の検証			●				→		●			●			使用料統一
使用料の改定				使用料水準維持(統一に向けた改定)			改定			改定					
運営審議会開催			○:改定する場合は開催		●			●		●		●			

【算定期間4年】 【算定期間3年】 【算定期間3年】

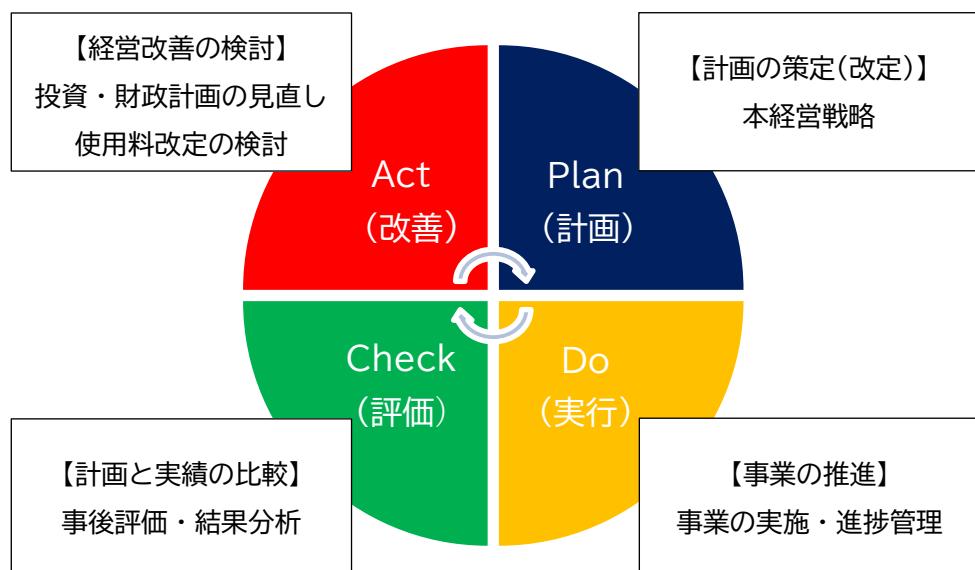


第9章 経営戦略の事後検証及び更新方法

下水道事業は、今般の物価高騰及びエネルギー価格高騰等の影響や自然災害など、外的要因による影響を大きく受けることから、本経営戦略で策定(改定)した内容と実績との間に乖離が生じることが想定されます。

そのため、毎年度の決算において財政計画と事業実績との間に乖離が生じている場合には、原因を分析するとともに改善策の検討を行います。

また、本経営戦略と下水道使用料改定の必要性の検討については、セットで3年から5年ごとに見直しを行うこととし、より精度の高い投資・財政計画を策定するとともに、PDCAサイクルによる進捗管理と経営改善を行っていきます。



投資・財政計画(収支計画)① ~使用料を据え置いた場合~

【下水道事業会計：全体】

۱۰۰

■ 投資・財政計画(収支計画)② ~使用料を改定した場合~

【下水道事業会計：全体】											(単位：千円・税抜)					
区分	年 度			令和4年度 (2022 (決算))			令和5年度 (2023 (見込))			令和6年度 (2024 (見込))			令和16年度 (2034 (見込))			
	1. 営業収益	料 納	入	(A)	653,777	501,113	649,726	679,415	674,122	666,663	661,388	679,070	670,462	665,065	682,193	675,383
収益	(1) 使工事収益	入	(B)													669,422
収益	(2) 受託工事収益	入	(B)	149,024	148,613	180,935	178,546	178,311	175,332	173,953	170,092	166,198	164,186	162,651	160,811	159,885
収益	(3) その他収益	入	(B)	1,066,725	1,055,381	1,067,238	1,071,909	1,040,237	977,594	974,653	949,514	953,977	919,659	879,978	868,447	845,685
収益	2. 営業外収益	入	(B)	507,846	496,088	520,260	537,532	523,778	495,559	498,487	478,817	486,688	475,068	448,696	445,164	435,622
収益	(1) 捕助金	入	(B)	507,846	496,088	520,260	537,532	523,778	495,559	498,487	478,817	486,688	475,068	448,696	445,164	435,622
収益	(2) 長期前受金	入	(B)													
収益	(3) その他前受金	入	(B)	153	493	511	511	511	511	511	511	511	511	511	511	511
収益	入	計	(C)	1,720,502	1,705,107	1,746,653	1,746,031	1,711,178	1,644,257	1,636,041	1,628,584	1,624,439	1,584,724	1,562,171	1,543,830	1,515,107
収益	1. 営業費用	用	(D)	1,497,409	1,507,538	1,510,529	1,511,809	1,487,564	1,445,604	1,445,248	1,444,831	1,444,915	1,411,965	1,397,189	1,391,416	1,372,367
収益	(1) 職員給	費	(D)	56,087	50,286	50,337	50,790	51,044	41,726	41,335	42,145	42,355	42,567	39,878	40,078	40,278
収益	(2) 勤務費	費	(D)	461,584	470,551	470,568	471,244	471,494	472,093	472,373	472,374	472,374	472,356	472,354	472,354	472,337
収益	(2) 修理費	費	(D)	72,325	69,226	69,377	70,153	70,403	70,894	71,002	71,282	71,283	71,465	71,254	71,263	71,246
収益	材料費	費	(D)	23,979	16,502	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267	20,267
収益	その他費用	費	(D)	365,280	384,823	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824	380,824
収益	支払費用	費	(D)	979,738	986,701	989,024	989,775	985,026	931,393	931,220	927,326	930,186	896,942	884,966	878,984	859,752
収益	2. 営業外収益	用	(E)	155,572	136,575	128,864	122,862	116,124	112,667	108,581	104,826	101,054	97,330	93,842	90,631	83,713
収益	(1) 支払利息	用	(E)	128,035	108,970	110,968	104,230	100,373	96,687	92,932	89,160	85,436	81,948	78,737	71,819	
収益	(2) その他収益	用	(E)	15,761	8,540	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894	11,894	
収益	支払費用	費	(E)	67,521	60,994	115,260	111,360	107,490	86,386	82,212	81,927	78,470	75,429	71,140	61,783	59,027
収益	常損益	益	(E)	1,652,981	1,644,113	1,631,393	1,634,671	1,603,688	1,557,871	1,553,829	1,546,657	1,545,969	1,509,295	1,491,031	1,482,047	1,456,080
収益	別利益	益	(F)	4,969	1,688	65,000	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
収益	別損益	益	(G)	56,835	50,938	25,231										
収益	当年度純利益	(又は純損失)	(H)	51,866	49,250	△ 39,169	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300
収益	継越利益	は累積欠損金	(I)	119,387	110,244	75,491	111,060	107,190	86,086	81,912	81,627	78,170	75,129	70,840	61,483	58,727
収益	動流	資本	(J)	△ 85,538	24,705	100,196	21,255	318,445	404,531	568,071	646,240	721,369	792,209	833,692	912,419	
収益	負債	未収金	(K)	1,523,348	1,804,284	1,845,262	1,980,373	2,031,565	2,034,334	2,024,303	1,969,984	1,922,304	1,869,177	1,807,047	1,763,597	
収益	負債	未支払金	(L)	1,295,691	1,523,140	1,496,855	1,459,716	1,413,876	1,372,477	1,348,204	1,278,874	1,240,794	1,202,319	1,172,688	1,124,688	1,093,368
収益	うち建設改良費分	入	(M)	1,036,042	906,543	880,258	843,119	797,279	755,880	731,607	662,277	624,197	585,722	556,091	508,091	476,771
収益	うち一時借入金	入	(N)	253,185	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441	610,441
収益	累積欠損金比率	(I)	(N) / (P) × 100	117.6%	118%	123%	13.1%									
収益	流动比率	(N) / (P) × 100		117.6%	118%	123%	13.1%									
収益																

〔下）道事業会計：全体〕

年 度		令和4年度 2022 (決算)	令和5年度 2023 (見込)	令和6年度 2024 (見込)	令和7年度 2025 (見込)	令和8年度 2026 (見込)	令和9年度 2027 (見込)	令和10年度 2028 (見込)	令和11年度 2029 (見込)	令和12年度 2030 (見込)	令和13年度 2031 (見込)	令和14年度 2032 (見込)	令和15年度 2033 (見込)	令和16年度 2034 (見込)	
区 分		656,800	581,900	828,200	605,800	718,600	639,600	563,700	519,500	417,200	385,100	348,400	321,300	304,300	
1. 企 業		326,300	265,600	422,200	408,800	364,600	304,600	247,700	213,500	130,200	98,100	61,400	34,300	17,300	
2. 他 会 計		126,394	140,260	69,185	63,564	57,517	51,248	46,866	41,970	36,028	30,928	26,562	22,368	18,316	
3. 他 会 計 補 助 金															
4. 他 会 会 計 負 担 金		24,230	24,384	23,563	19,508	12,501									
5. 他 会 会 計 借 入 金															
6. (都 道 府 県) 捐 助 金		352,581	270,936	279,968	103,400	268,600	248,600	248,160	247,940	247,500	247,500	247,500	247,500	247,500	
7. 固 定 資 産 売 却 代 金															
8. 工 事 負 担 金		18,163	12,363	12,373	10,619	7,587	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180	5,180	5,180	5,180	
9. そ の 計		(A)	1,178,168	1,030,943	1,213,289	802,891	1,064,805	946,628	865,906	816,590	707,908	668,708	627,642	596,348	575,796
(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額		(B)													
純 計 (A)-(B)		(C)	1,178,168	1,030,943	1,213,289	802,891	1,064,805	946,628	865,906	816,590	707,908	668,708	627,642	596,348	575,796
1. 建 設 改 良 費		845,925	754,897	870,328	386,449	781,055	734,470	707,850	694,540	667,920	667,920	667,920	667,920	667,920	
2. 企 業 債 債 金		957,557	936,542	880,258	843,119	797,279	755,880	731,607	662,277	624,197	585,722	556,091	508,091		
3. 他 会 計 借 入 金															
4. 他 会 会 計 へ の 支 出															
5. そ の 計		(D)	1,833,483	1,691,440	1,750,566	1,266,707	1,624,174	1,531,749	1,463,730	1,426,147	1,330,197	1,292,117	1,253,642	1,224,011	1,176,011
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C)		(E)	625,315	660,497	537,297	463,816	559,369	585,121	597,824	609,557	622,289	623,409	626,000	627,663	600,215
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		439,309	510,767	485,664	440,451	513,670	542,080	556,302	568,794	582,045	584,165	586,756	588,419	560,971	
2. 利 益 剰 余 金		135,613	113,744												
3. 繰 越 工 事 資 金															
4. そ の 計		(F)	625,315	660,497	537,297	463,816	559,369	585,121	597,824	609,557	622,289	623,409	626,000	627,663	600,215
補 償 財 源 不 足 額 (G)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)		10,088,656	9,734,015	9,481,957	9,407,499	9,282,980	9,125,301	8,933,121	8,721,014	8,475,937	8,236,840	7,999,518	7,764,727	7,561,436	
○他会計繰入金															
年 度		令和4年度 2022 (決算)	令和5年度 2023 (見込)	令和6年度 2024 (見込)	令和7年度 2025 (見込)	令和8年度 2026 (見込)	令和9年度 2027 (見込)	令和10年度 2028 (見込)	令和11年度 2029 (見込)	令和12年度 2030 (見込)	令和13年度 2031 (見込)	令和14年度 2032 (見込)	令和15年度 2033 (見込)	令和16年度 2034 (見込)	
区 分		651,517	641,959	700,935	715,818	701,818	670,631	672,180	648,649	652,626	638,994	611,087	605,715	595,247	
1. ち 基 準 内 繰 入 金		651,517	641,959	700,935	715,818	701,818	670,631	672,180	648,649	652,626	638,994	611,087	605,715	595,247	
2. ち 基 準 外 繰 入 金															
3. ち 基 準 内 繰 入 金		126,394	140,260	69,185	63,564	57,517	51,248	46,866	41,970	36,028	30,928	26,562	22,368	18,316	
4. ち 基 準 外 繰 入 金		78,624	71,630	68,630	47,770	51,248	46,866	41,970	36,028	30,928	26,562	22,368	18,316		
合 計		777,911	782,219	770,120	779,382	721,879	719,046	690,619	688,654	669,922	637,649	628,083	613,563		



南相馬市下水道事業経営戦略(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月発行

南相馬市 建設部 下水道課